

交通規制情報
(拡張版標準フォーマット)
説明書

Ver: k_2.1

改訂履歴

Version	改訂年月日	改訂内容
k_2.0	2024 年 4 月 22 日	初版
k_2.1	2025 年 1 月 20 日	ユニークキー付与規則及び対象コードの改訂

目次

1	はじめに.....	1
2	ファイル仕様.....	2
3	データ概要.....	3
3.1	フォルダとファイル構成.....	3
3.2	ファイルに格納するレコード区分.....	4
3.3	交通規制種別及びデータフォーマット.....	4
3.4	ファイルに使用されるコード表一覧.....	7
3.5	規制形態（点規制・線規制・面規制）.....	8
3.5.1	規制形態及び区分.....	8
3.5.2	各規制区分における座標の登録方法（概要）.....	9
3.5.3	座標の具体的な登録イメージ.....	14
3.6	規制種別.....	22
3.6.1	交通規制種別ごとの規制形態.....	22
3.6.2	規制種別に関する留意事項.....	25
3.7	交通規制情報項目.....	29
3.7.1	交通規制情報項目一覧.....	29
3.7.2	登録区分の考え方.....	33
3.7.3	大分類毎の基本的な考え方及び情報入力定義.....	34
3.7.4	対象・除外車両の確認方法.....	58

1 はじめに

本データは、各都道府県警察が保有する交通規制データベースに入力された交通規制情報を交通規制に係る拡張版標準フォーマット¹にて出力した情報です。

表 1 従来の標準フォーマット²との比較

項目	標準フォーマット	拡張版標準フォーマット
差分抽出	不可 (毎月全データのみを提供し、 前回データからの差分を判別 する項目は存在しない)	対応 (差分データまたは全データで の提供が可能であり、前回デー タからの差分を抽出可能な項目 「データ更新区分コード」が 存在する)
規制種別	103 種別	73 種別に集約
交通規制情報項目	224 項目	170 項目に集約

【注意事項】

本データ作成後に交通規制が変更（新規登録又は内容の変更、廃止）された場合、データベースへの入力と交通規制の実施時期が異なる場合、データベースへの入力に漏れや誤りがある場合などがあり得ることから、本データに記録されている交通規制全てが実際の交通規制と全て一致しているとは限りません。また、本データに記録されていない交通規制もありますので、実際の運転及び本データの利用に当たっては、各道路に設置されている道路標識及び道路標示に従ってください。

本データは圧縮して保存していますので、解凍してご利用ください。本データに関するご質問は、「[お問い合わせフォーム](#)」からお願いします。

¹ 拡張版標準フォーマット

警察庁が戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）事業（第2期）の一環として実施した「交通規制情報のデータ精度向上等に係るモデルシステムに関する調査研究」において取りまとめた交通規制情報のデータフォーマットであり、自動運転システムや安全運転支援等に交通規制情報を活用するため、従来の標準フォーマットに必要な改善を加えて策定したもの。

² 標準フォーマット

警察庁が戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）事業（第1期）の一環として実施した「交通規制情報の活用による運転支援の高度化に係る調査研究」において取りまとめた交通規制情報のデータフォーマットである。

2 ファイル仕様

データを格納するファイルの仕様を以下に記述します。

- ・ データは CSV 形式のテキストファイル（ファイルの拡張子は「.csv」）

CSV ファイルのフォーマット仕様は、表 2 のとおりです。CSV ファイルは、1 行目にヘッダーレコード（フォーマット項目名）、2 行目以降にデータレコードが出力されます。

表 2 CSV ファイルフォーマット仕様

項目	内容
文字コード	Shift-JIS
改行コード	CR+LF
区切り文字	半角カンマ「,」
ヘッダー行の有無	有
囲み文字	半角ダブルクォーテーション「"」 ※ヘッダー行を含めて全ての値をダブルクォーテーションで囲みます。（例："1000"） なお、値が未登録（空欄）の場合もダブルクォーテーションで囲みます。 （例："")
複数座標の区切り文字	半角セミコロン「;」 （例："135.156870902402 35.1378273390722;135.157339811845 35.1374470911351"）
区間または区域の区切り文字（規制区間や規制区域、除外区間や除外区域が 1 レコードに複数存在する場合などに使用）	半角スラッシュ「/」 （例："129.9836578319446 33.450017697756266;129.98712861040985 33.44830341367089/129.98582552307198 33.44894561756093;129.98669992321084 33.44996612784977"）
共通コード	別記 2（共通コード表）で定義されているコード値を登録します。共通コードに定義されていないコード値が登録されるとエラーとなります。

3 データ概要

各データの概要を以下に記述します。

3.1 フォルダとファイル構成

都道府警察ごとにフォルダを作成しています。

フォルダの中には交通規制情報を表現した CSV ファイルが格納されています。

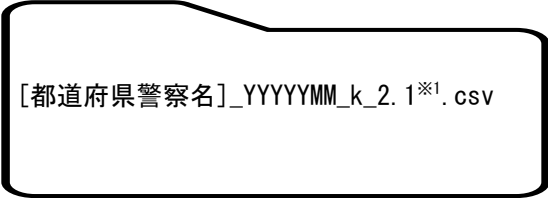
CSV ファイルは原則として 1 都道府県警察につき 1 ファイルです。

【ファイル名】 [都道府県警察名]_YYYYMM_k_2.1※1.csv

【ファイル形式】 CSV（半角カンマ区切り、全項目半角ダブルクォーテーション囲み）

【ファイル単位】 1 都道府県警察 1 ファイル

【フォルダ構成】



[都道府県警察名]_YYYYMM_k_2.1※1.csv

※1 「k_2.1」はどのバージョンの拡張版標準フォーマットで出力された情報かを示します。

なお、バージョン情報は各データレコードにも付与されます。

（例）2025 年 4 月分の千葉県のデータの場合（バージョンは「k_2.1」）

ファイル名：chiba_202504_k_2.1.csv

3.2 ファイルに格納するレコード区分

ファイルに格納するレコードの区分、内容、出力単位は以下のとおりです。

表 3 ファイルに格納するレコード区分

NO	レコード区分	レコードの内容	出力単位
1	ヘッダー	ファイルのヘッダー情報を格納	1 ファイルに対して 1 行記録される
2	交通規制情報	交通規制の内容を格納	1 件の交通規制に対して、1 行記録される

(出カイメージ)

1 行目 “拡張版標準フォーマット種別・バージョン”, “都道府県コード”, “警察署コード”, “ . . .
 2 行目 “k_2.1”, “13”, “109”, “”, “”, “”, “”, “”, “”, “”, “”, “1”, “2”, “歩行者用道路”, “1”, “2008/5/14”, “”, “”, “ . . .
 3 行目 “k_2.1”, “13”, “101”, “”, “”, “”, “”, “”, “”, “”, “”, “4”, “2”, “軽車両通行止め”, “1”, “2017/10/23”, “”, “ . . .

3.3 交通規制種別及びデータフォーマット

ファイルに格納される交通規制種別は、表 1 の 82 種別のうち、補足に「未使用」と記載されたものを除く、最大 73 種別です。

各交通規制情報種別コードは、表 4 の「共通規制種別コード」の項目のとおりです。また、交通規制種別ごとのデータフォーマットについては、別記 1（データフォーマット）に記述します。

表 4 共通規制種別コード

N0	交通規制種別	共通規制 種別コード	補足
1	歩行者用道路	1	※1
2	自転車用道路	2	
3	自転車及び歩行者用道路	3	
4	通行止め	4	※1
5	車両通行止め	5	※1
6	大型自動二輪車及び普通自動二輪車二人乗り通行禁止	6	※1
7	車両通行止め(踏切)	7	※1
8	歩行者通行止め	8	
9	重量制限	9	
10	高さ制限	10	
11	一方通行	11	
12	指定方向外進行禁止	12	
13	車両進入禁止	13	
14	歩行者横断禁止	14	
15	中央線	15	
16	中央線の変移	16	
17	追越しのための右側部分はみ出し通行禁止	17	
18	右側通行	18	未使用
19	立入り禁止部分	19	※1、3
20	車両通行帯	20	
21	車両通行区分	21	
22	路線バス等優先通行帯	24	
23	牽引自動車の自動車専用道路第一通行帯通行指定区間	25	未使用
24	車線境界線	26	未使用
25	軌道敷内通行可	27	
26	最低速度	49	
27	車両横断禁止	50	※1
28	転回禁止	51	※1
29	進路変更禁止	52	
30	追越し禁止	53	
31	優先道路	54	
32	原動機付自転車の右折方法(二段階)	55	※1
33	原動機付自転車の右折方法(小回り)	56	※1
34	右左折の方法	57	
35	進行方向別通行区分	58	
36	進行方向	60	
37	徐行	61	
38	前方優先道路	62	※1
39	一時停止	63	
40	優先本線車道	64	※1
41	駐停車禁止	65	※1
42	駐車余地	69	
43	駐車可	70	
44	停車可	71	
45	時間制限駐車区間	72	
46	停止禁止部分	76	※1

NO	交通規制種別	共通規制 種別コード	補足
47	警笛鳴らせ及び警笛区間	77	※1、3
48	普通自転車歩道通行可	81	
49	普通自転車の歩道通行部分	82	
50	普通自転車の交差点進入禁止	83	
51	並進可	84	
52	横断歩道	85	
53	斜め横断可	86	
54	自転車横断帯	87	
55	安全地帯	88	
56	安全地帯又は路上障害物接近	89	未使用
57	導流帯	90	※1
58	路面電車停留場	91	
59	停止線	92	
60	二段停止線	93	
61	左折可	94	
62	危険物積載車両通行止め	95	未使用
63	最大幅	96	未使用
64	自動車専用	97	未使用※5
65	信号機	98	
66	高齢運転者等標章自動車駐車可	100	
67	高齢運転者等標章自動車停車可	101	
68	高齢運転者等専用時間制限駐車区間	102	
69	停車方法指定	103	未使用※5
70	環状の交差点における右回り通行	106	
71	車両通行帯及び車両通行区分(組合せ)	107	※3
72	停車・駐車禁止交差点	109	未使用※5
73	普通自転車専用通行帯	110	※3
74	専用通行帯(普通自転車専用通行帯を除く。)	111	※3
75	最高速度(区間)	112	※2
76	最高速度可変(区間)	113	※2
77	最高速度(区域)	114	※2
78	駐車禁止	115	※1
79	駐車方法の指定	116	※2
80	路側帯	117	※2
81	車両通行帯及び進行方向別通行区分(組合せ)	118	※4
82	車両通行帯・進行方向別通行区分・進路変更禁止(組合せ)	119	※3

- ※1 標準フォーマットにおける規制形態に対して、追加等の変更が生じたもの
- ※2 標準フォーマットにおける規制種別に対して、統合等により変更が生じたもの
- ※3 標準フォーマットにおける規制種別に対して、名称に変更が生じたもの
- ※4 標準フォーマットにおける規制種別には存在せず、新規で追加したもの
- ※5 標準フォーマットにおける規制種別に対して、未使用へ変更したもの

3.4 ファイルに使用されるコード表一覧

各ファイルにおいて用いられるコード表の一覧は、表 5 のとおりです。

なお、各コード表の詳細については、別記 2（共通コード表）に記述します。

表 5 コード表一覧

N0	項 目
1	都道府県コード
2	共通規制種別コード
3	点・線・面コード
4	実施機関コード
5	データ更新区分コード
6	面規制の外周道路有無コード
7	道路種別コード
8	指定・禁止方向の別コード
9	曜日コード
10	対象コード
11	片側・両側コード
12	方位コード
13	ゾーン 30・ゾーン 30 プラス指定コード
14	最高速度可変区分コード
15	交差点形状名コード
16	右左折の区別コード
17	右左折方法コード
18	交差点・単路の別コード
19	信号の有無コード
20	種別(横断歩道)コード
21	駐車方法コード
22	停車方法コード
23	側指定コード
24	摘要 指定部分コード
25	路側帯の種類コード

3.5 規制形態（点規制・線規制・面規制）

3.5.1 規制形態及び区分

交通規制の規制形態は、点規制、線規制及び面規制の 3 つに分類されます。

また、点規制及び線規制はそれぞれさらに 3 つ、2 つの区分に細分化されます。

① 点規制

点規制は次の 3 つの区分となります。

- ・ 点規制(1)：単独点規制
- ・ 点規制(2)：交差点規制(進入方向/退出方向)
- ・ 点規制(3)：交差点規制(環状交差点)

② 線規制

線規制は次の 2 つの区分となります。

- ・ 線規制(1)：道路交通規制
- ・ 線規制(2)：道路交通規制(禁止方向)

③ 面規制

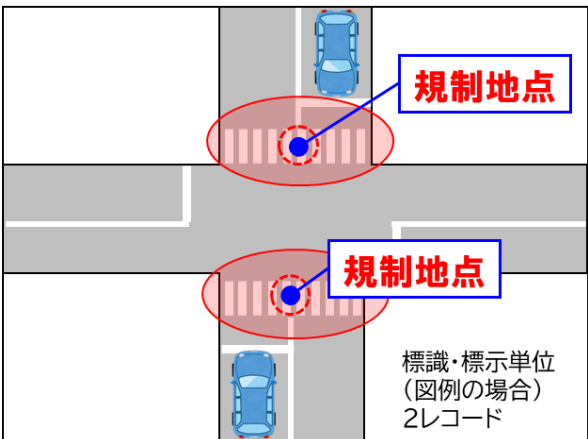
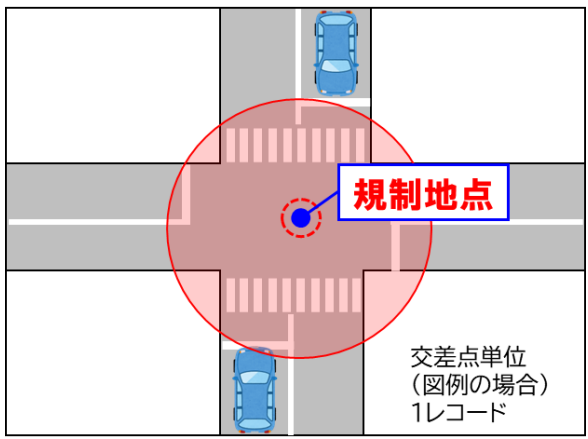
面規制は区域を座標値で囲んだ多角形となります。

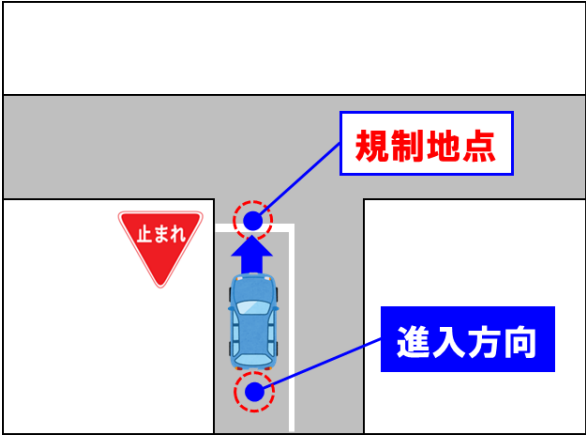
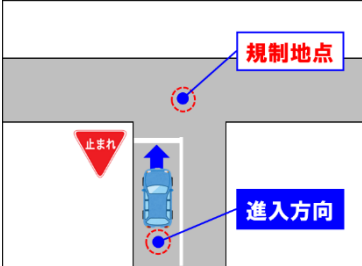
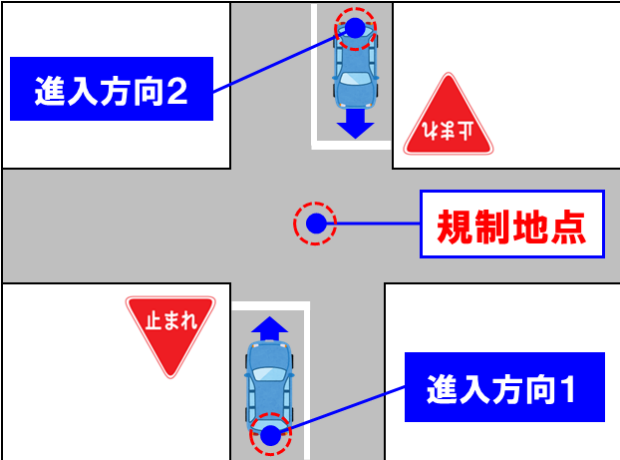
- ・ 面規制

3.5.2 各規制区分における座標の登録方法(概要)

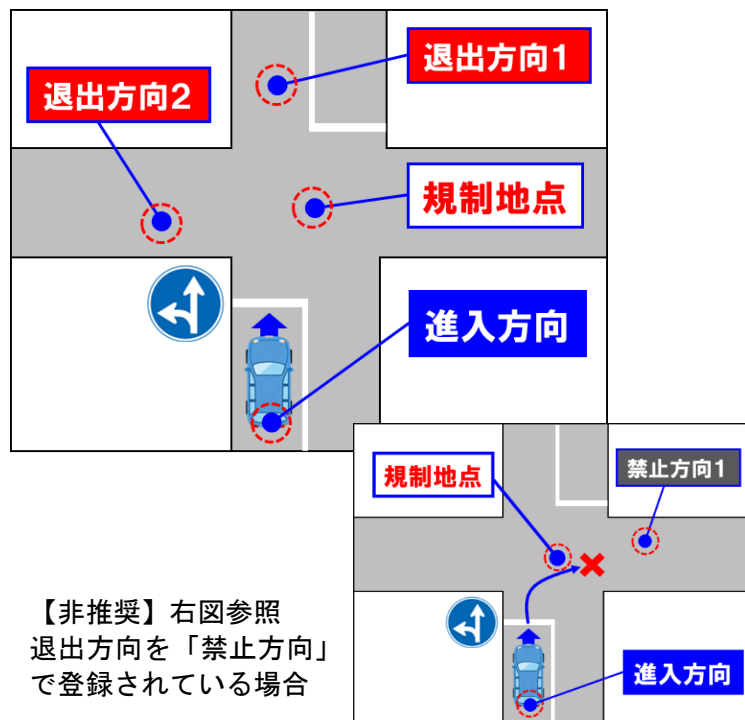
各規制形態・区分における交通規制の位置や方向を示す座標の登録方法(概要)は次のとおりです。

① 点規制

点規制(1)：【対象交通規制】横断歩道など	
A) 標識・標示単位で登録されている場合  横断歩道設置本数:1	点規制(1)の場合は、1 レコードにおいて座標は規制地点の 1 点のみ「規制場所の経度緯度」に登録されています。 左図の横断歩道では、横断歩道ごとに登録されている場合、レコードは 2 件となり、それぞれ規制地点の座標が 1 点登録されています。情報項目における「横断歩道設置本数」はそれぞれ「1」となります。
B) 交差点単位で登録されている場合  横断歩道設置本数:2	左図のように交差点単位で横断歩道が登録されている場合は、1 レコードにて規制地点(交差点中央部)の座標が「規制場所の経度緯度」に 1 点登録されています。なお、この場合、情報項目における「横断歩道設置本数」は「2」となります。

点規制(2)：【対象交通規制】指定方向外進行禁止、一時停止		
A) 進入方向が1箇所の場合(一時停止)		【一時停止】 停止線位置(または交差点中央部)の規制地点及び規制地点に対する車両の進入方向の座標がそれぞれ1点登録されます。
 【規制地点】 右図の様に、規制地点が「交差点中央部」の場合もあります。 		
B) 進入方向が複数箇所の場合(一時停止)		【一時停止】 左図のように交差点単位で登録されている場合は、交差点中央部の規制地点1点に対して、車両の進入方向の座標が2点登録されます。
		

C) 進入方向/退出方向がある場合 (指定方向外進行禁止)



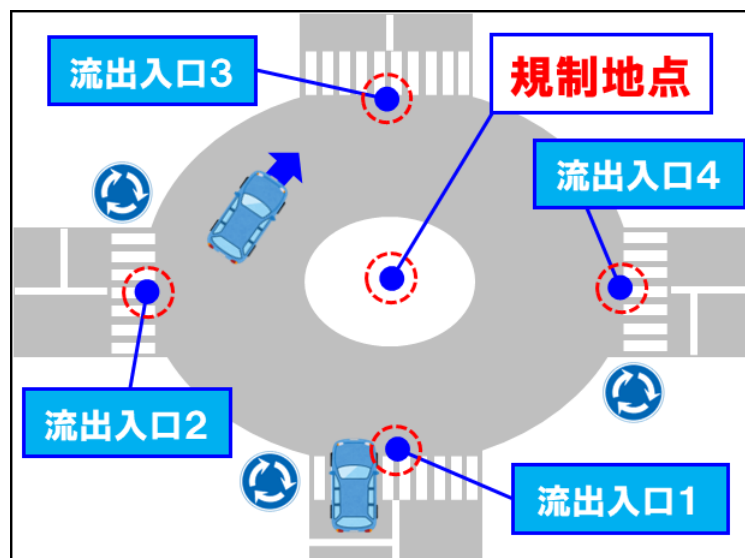
【指定方向外進行禁止】

交差点中央部の規制地点 (1点) 及び車両の進入方向 (1点) の他、通行可能な方向を「退出方向」として左上図の場合は 2 点の座標が登録されます。

【非推奨】

退出方向を「通行できない方向」として管理されている場合は、「禁止方向」として左下図の場合は座標が 1 点登録されます。

点規制 (3) : 【対象交通規制】 環状の交差点における右回り通行

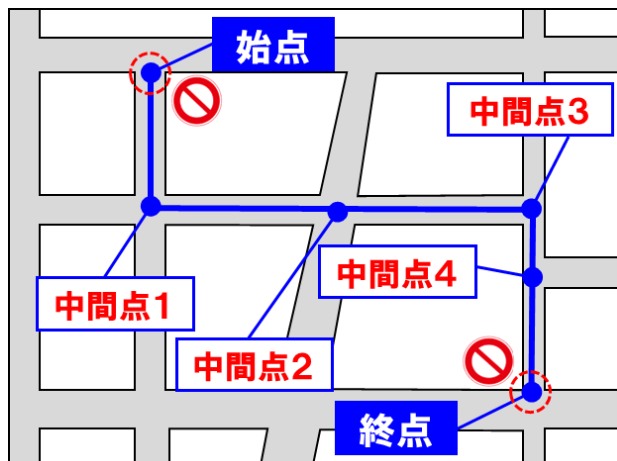


環状交差点の右回り通行においては、規制地点を「環状部中央」とし、環状路への流出入口の座標が「指定する方向 (座標)」として左図の場合は 4 点登録されています。

なお、流出入口の座標について、開始地点 (1 点目) は任意ですが、2 点目以降は車両の通行に合わせて右回りの順で登録されます。

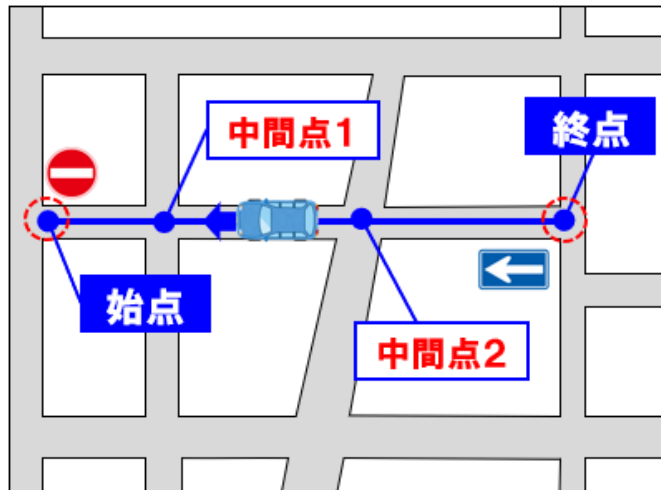
② 線規制

線規制(1)：【対象交通規制】歩行者用道路、車両通行止め、最高速度(区間)など



規制区間の始点、中間点、終点の座標が登録されています。中間点の座標は規制区間を表すために必要に応じて登録されます。

線規制(2)：【対象交通規制】一方通行

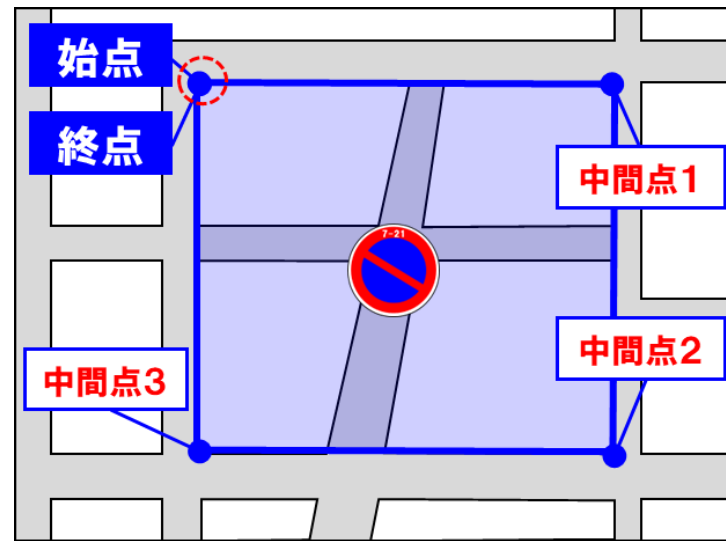


規制区間の通行を禁止する方向の順に始点(進入禁止地点)、中間点、終点(一方通行の開始地点)の座標が登録されています。中間点の座標は規制区間を表すために必要に応じて登録されます。一方通行では、「指定・禁止方向の別コード」にて、座標の格納順序を示すこととしているため、この場合は「禁止」のコードが付与されています。

【非推奨】逆方向(通行可能な方向)の順序で座標が格納されている場合は、「指定・禁止方向の別コード」で「指定」のコードが付与されます。

③ 面規制

面規制：【対象交通規制】最高速度(区域)、駐車禁止など



区域を取り囲むように座標が複数点登録されています。なお、区域の始点と終点は一致(同一座標)します。

※外周道路が含まれている場合は、「面規制における外周道路の有無コード」にて「有」のコードで示され、どの部分の外周道路が規制対象に含まれるのか文字情報で登録されます。

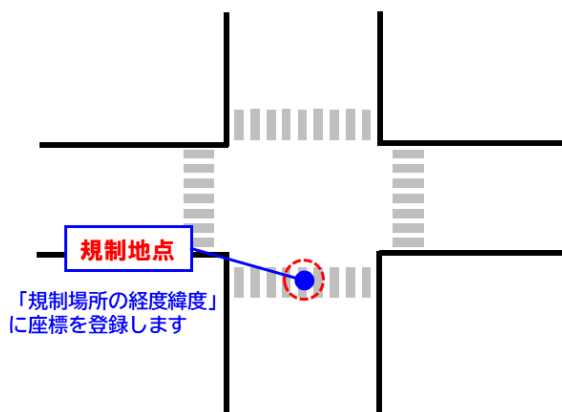
3.5.3 座標の具体的な登録イメージ

規制区分ごとの座標に関する具体的な登録イメージについて記載します。

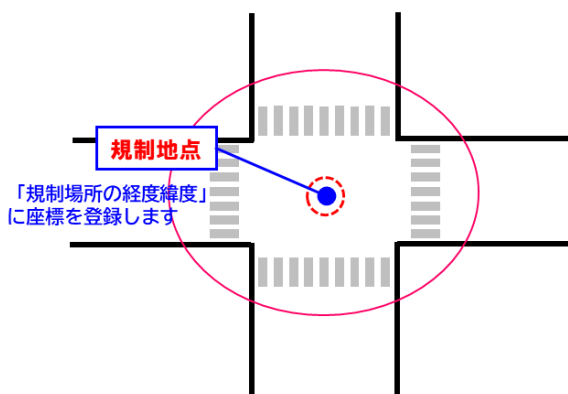
(1) 点規制(1)：横断歩道の場合（自転車横断帯も同様）

横断歩道は都道府県警察における管理方法に応じて、標示単位または交差点単位の2通りで登録されています。標示単位で横断歩道ごとに登録されている場合は、標示の中央部の座標が登録されています。ただし、横断歩道の端点(2点)で登録されている場合や1レコードに交差点部に設置されている各横断歩道の座標が全て登録されている場合（破線枠内の図参照）もあります。

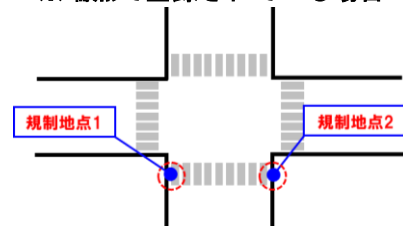
①標示単位の場合



②交差点単位の場合

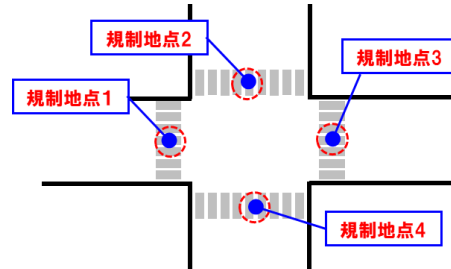


※端点で登録されている場合



座標が2点登録されている場合は、上図のように1つの横断歩道について、「始点」と「終点」の2点で表しています。この場合、「横断歩道設置本数」は、「1」と登録されます。

※1レコードに交差点部の横断歩道の座標が全て登録されている場合



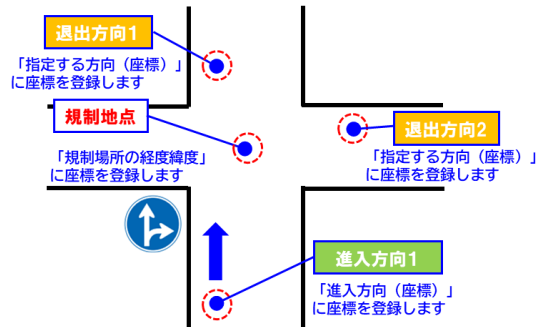
上図のように、1レコードで交差点部に設置された横断歩道全ての座標が登録されている場合もあります。この場合、「横断歩道設置本数」は「4」と登録されます。

NO	フォーマット項目	属性	バイト数	登録対象
24	規制場所の経度緯度	座標	無制限	◎ ①標示の中央部の座標(1点) ②交差点中央部の座標(1点) ※上記の他、横断歩道の端点(始点・終点)の座標(2点)の場合や交差点に設置されている全ての横断歩道の座標が登録されている場合があります。
35	進入方向(座標)	座標	無制限	-
37	禁止する方向(座標)	座標	無制限	-
39	指定する方向(座標)	座標	無制限	-

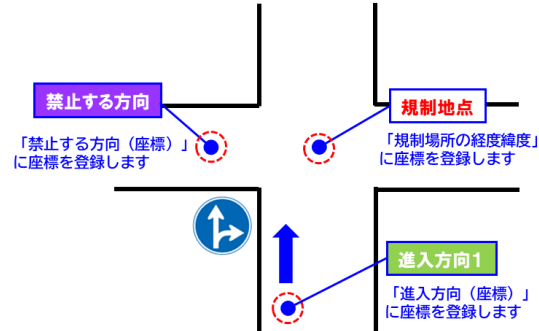
(2) 点規制(2)：指定方向外進行禁止の場合

指定方向外進行禁止の場合は、「規制場所の経度緯度」及び「進入方向(座標)」、「指定する方向(座標)」の項目にそれぞれ座標が登録されます。なお、原則として「指定する方向(座標)」に通行可能な方向を登録(①)することとしていますが、通行できない方向として「禁止する方向(座標)」に登録(②)されている場合があります。

①退出方向（通行可能な方向）の場合



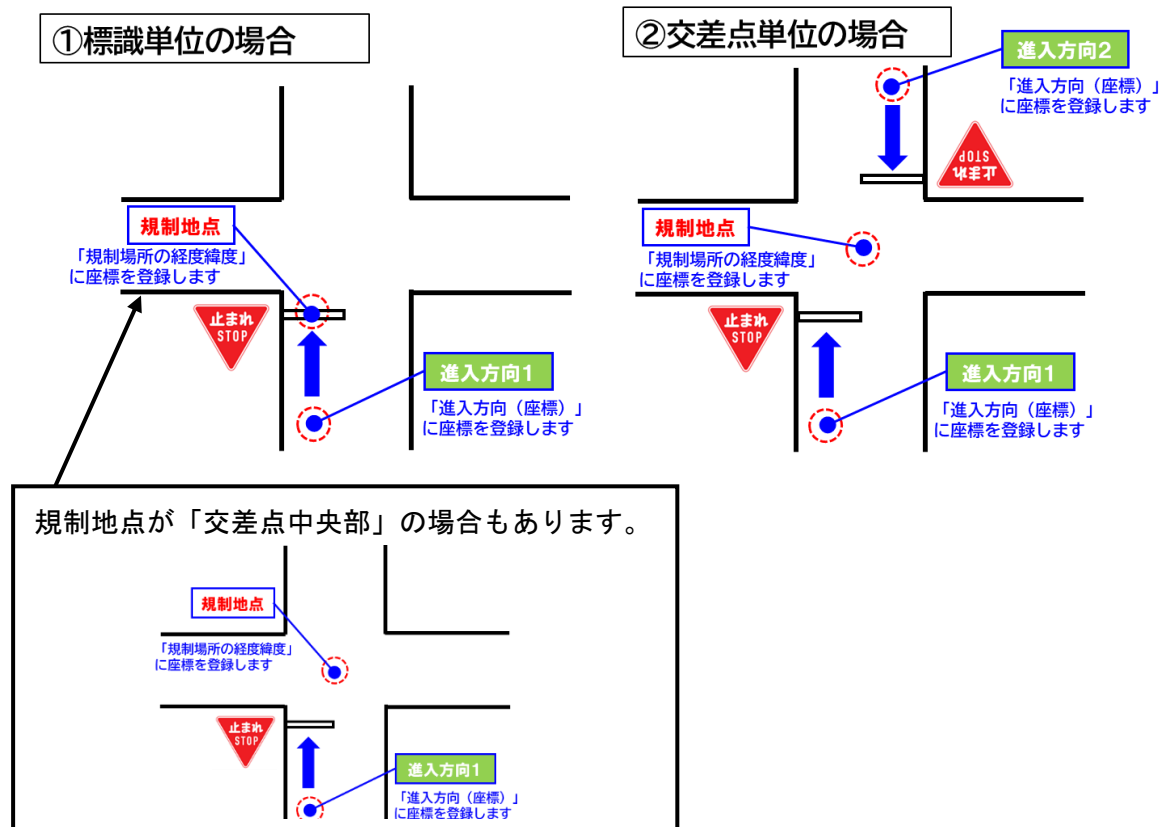
②禁止する方向（通行できない方向）の場合



NO	フォーマット項目	属性	バイト数	登録対象
24	規制場所の経度緯度	座標	無制限	①②規制地点(交差点中央部)の座標(1点)
35	進入方向(座標)	座標	無制限	①②車両の進入方向1の座標(1点)
37	禁止する方向(座標)	座標	無制限	△非推奨 ②通行できない方向を示している場合は本項目に座標が登録されます
39	指定する方向(座標)	座標	無制限	①退出方向1、2の座標(順序に定めはありません)

(3) 点規制(2)：一時停止の場合

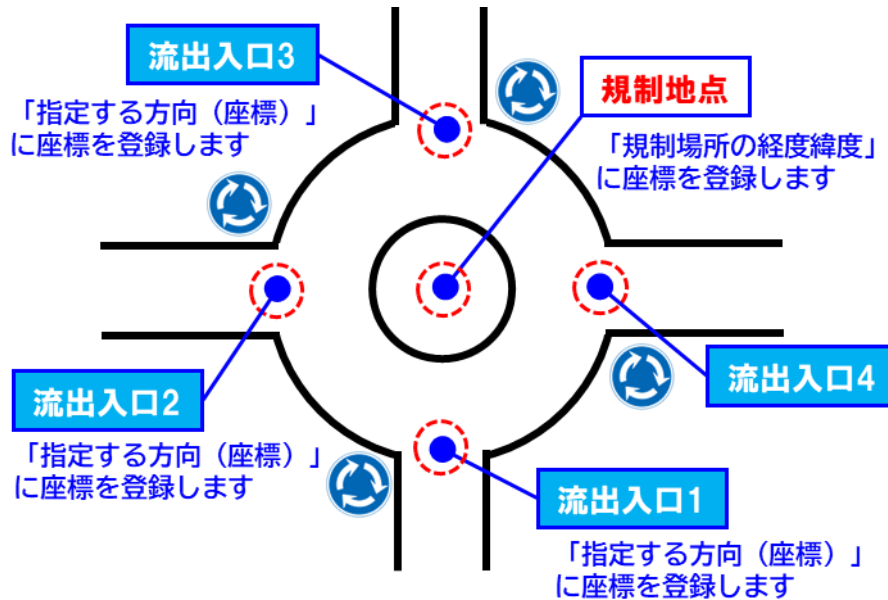
一時停止の場合は、「規制場所の経度緯度」及び「進入方向(座標)」の項目にそれぞれ座標が登録されます。



NO	フォーマット項目	属性	バイト数	登録対象
24	規制場所の経度緯度	座標	無制限	①規制地点(停止線位置または交差点中央部)の座標(1点) ②規制地点(交差点中央部)の座標(1点)
35	進入方向(座標)	座標	無制限	①進入方向1の座標 ②進入方向1、2の座標(順序に定めはありません)
37	禁止する方向(座標)	座標	無制限	-
39	指定する方向(座標)	座標	無制限	-

(4) 点規制(3)：環状の交差点における右回り通行の場合

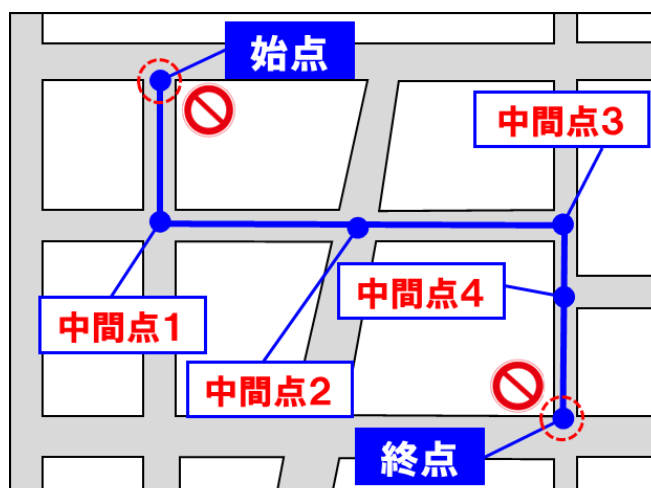
環状の交差点における右回り通行の場合は、規制地点として環状交差点の中央部の座標を「規制場所の経度緯度」へ登録し、「指定する方向(座標)」の項目には、流出入口 1～4 の座標が登録されます。なお、指定する方向の座標の 1 点目はどの流出入口でも定めはありませんが、2 点目以降は規制が示す右回り方向の順で登録されます。



NO	フォーマット項目	属性	バイト数	登録対象
24	規制場所の経度緯度	座標	無制限	⊙ 規制地点(環状交差点中央部)の座標(1点)
35	進入方向(座標)	座標	無制限	-
37	禁止する方向(座標)	座標	無制限	-
39	指定する方向(座標)	座標	無制限	⊙ 流出入口 1～4 の座標(1点目は任意ですが、2点目以降は右回りの順で登録)

(5) 線規制(1)の場合

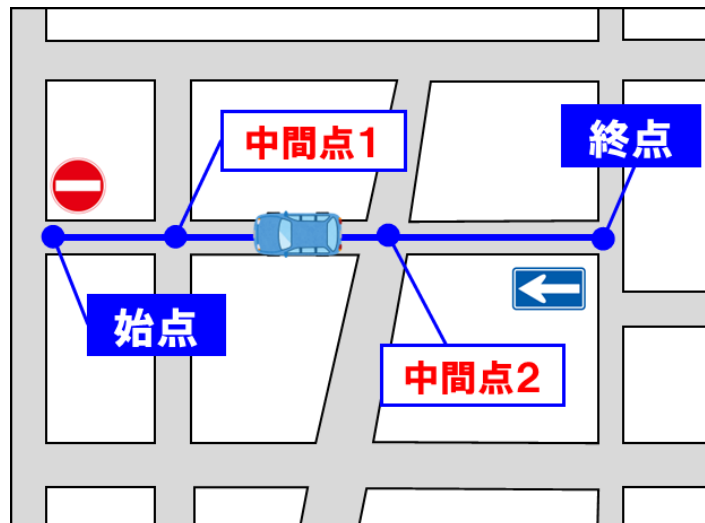
線規制(1)は規制区間を表す規制(方向は考慮しない)であるため、下図の場合では、座標の格納順序が「始点→中間点1→中間点2→中間点3→中間点4→終点」の場合や「終点→中間点4→中間点3→中間点2→中間点1→始点」の場合があります。いずれも「規制場所の経度緯度」の項目に座標が登録されます。なお、中間点は道路の線形等に応じて、規制区間を表すために必要な複数地点が登録されますが、規制が短区間の場合など、中間点が不要なケースもあり、その場合は始点と終点のみが登録されています。



NO	フォーマット項目	属性	バイト数	登録対象
24	規制場所の経度緯度	座標	無制限	◎ 始点→中間点1→2→3→4→終点の順で座標を登録。なお、線規制(1)ではどちらを始終点とするか定めはありませんが、規制場所を文字で示す項目である「規制場所始点」「規制場所終点」と対応するように登録されます。
35	進入方向(座標)	座標	無制限	-
37	禁止する方向(座標)	座標	無制限	-
39	指定する方向(座標)	座標	無制限	-

(6) 線規制(2)：一方通行の場合

一方通行の場合は、「車両の通行を禁止する方向」の順で「規制場所の経度緯度」の項目に座標が登録されます。下図の場合は、「進入禁止」の標識付近を始点とし、中間点 1→中間点 2→終点は一方通行の開始地点となります。なお、中間点は道路の線形等に応じて、規制区間を表すために必要な複数地点が登録されますが、規制が短区間の場合など、中間点が不要なケースもあり、その場合は始点と終点のみが登録されています。



NO	フォーマット項目	属性	バイト数	登録対象
24	規制場所の経度緯度	座標	無制限	①【推奨】NO.40 指定・禁止方向の別コード＝禁止の場合：始点（進入禁止地点）→中間点 1→2→終点（一方通行の開始地点）の順で座標を登録 ②【非推奨】NO.40 指定・禁止方向の別コード＝指定の場合：始点（一方通行の開始地点）→中間点 2→1→終点（進入禁止地点）の順で座標を登録
35	進入方向(座標)	座標	無制限	-
37	禁止する方向(座標)	座標	無制限	-
39	指定する方向(座標)	座標	無制限	-
40	指定・禁止方向の別コード	コード	1	一方通行の座標の登録順に応じたコードを登録(NO.24 のとおり、禁止する方向の順で座標が登録されている場合は、「禁止」のコード、通行可能な方向の順で登録されている場合は「指定」を示すコードを登録)

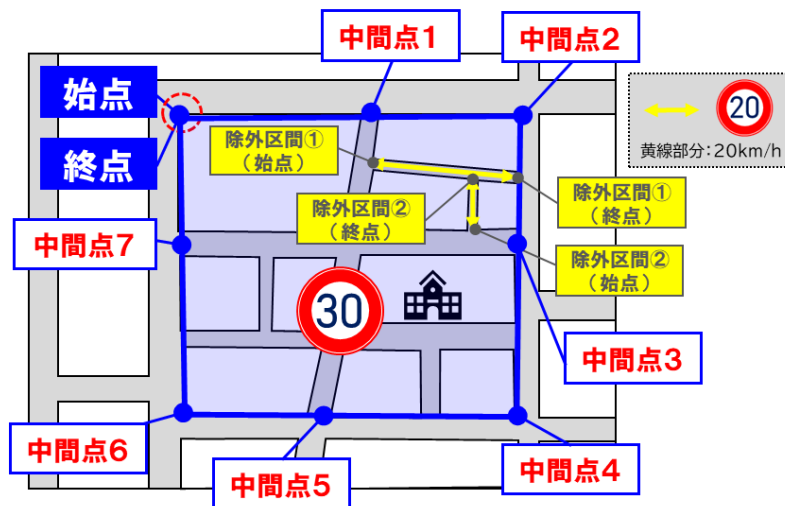
(7) 面規制：最高速度(区域)の場合

面規制の場合は、規制区域を囲むように必要な端点の座標が「規制場所の経度緯度」に登録されます。始点(1点目)と終点(最終点)の座標は同一地点となります。

- ・ 規制区域内に除外区間が複数存在する場合

下図のように規制区域内に除外区間が存在する場合は「除外区間または区域の経度緯度」の項目に除外区間を示す座標が登録されます。

除外区間が複数存在する場合

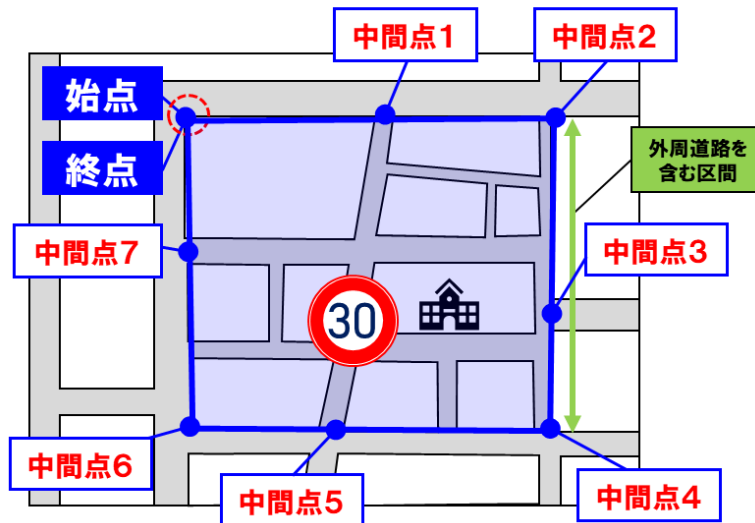


NO	フォーマット項目	属性	バイト数	登録対象
24	規制場所の経度緯度	座標	無制限	① 30kmh の規制区域を囲むように始点→中間点 1→2→3→...→7→終点の順に座標が登録され、始点と終点は同一座標となります。
30	除外区間及び区域の経度緯度	座標	無制限	② 規制区域内に除外区間があるため、除外区間を示す始点、(中間点)、終点の座標が登録されます。上図では、除外区間が2区間あるため、除外区間①の座標と除外区間②の座標の間に「半角スラッシュ(/)」が挿入されており、複数区間であることを示しています。
35	進入方向(座標)	座標	無制限	-
37	禁止する方向(座標)	座標	無制限	-
39	指定する方向(座標)	座標	無制限	-
132	規制内容	文字	無制限	(補足事項がある場合)

- ・ 外周道路の一部が規制対象に含まれている場合

下図のように、外周道路の一部が規制対象に含まれている場合は、「面規制の外周道路有無コード」にて「有」のコードが登録され、どの部分の外周道路が規制対象に含まれるのか「規制内容」に文字情報で登録されます。

外周道路の一部が規制対象に含まれている場合



NO	フォーマット項目	属性	バイト数	登録対象
24	規制場所の経度緯度	座標	無制限	30kmh の規制区域を囲むように始点→中間点 1→2→3→…→7→終点の順に座標が登録され、始点と終点は同一座標となります。
30	除外区間及び区域の経度緯度	座標	無制限	-
31	面規制の外周道路有無コード	コード	1	上図のように外周道路を一部でも規制対象に含む場合は、「有」のコードが登録されます。
35	進入方向(座標)	座標	無制限	-
37	禁止する方向(座標)	座標	無制限	-
39	指定する方向(座標)	座標	無制限	-
132	規制内容	文字	無制限	「面規制の外周道路有無コード」で「有」が登録された場合、規制対象に含む部分について文字情報で登録されます。 (例) 市道 XX 号線を含む

3.6 規制種別

3.6.1 交通規制種別毎の規制形態

交通規制種別ごとの規制形態及びその詳細区分は、表 6 のとおりです。なお、1 つの規制種別が複数の規制形態を有する場合がありますが、各都道府県で管理されている交通規制の規制形態に応じて登録されるため、全国一律ではありません。

(イメージ) 歩行者用道路の場合

A 県：線規制のみ B 県：面規制のみ C 県：線規制、面規制の両方

表 6 交通規制種別ごとの規制形態及び区分

共通規制 種別コード	交通規制種別	規制形態	区分
1	歩行者用道路	線規制/面規制	線規制(1)/面規制
2	自転車用道路	線規制	線規制(1)
3	自転車及び歩行者用道路	線規制	線規制(1)
4	通行止め	線規制/面規制	線規制(1)/面規制
5	車両通行止め	線規制/面規制	線規制(1)/面規制
6	大型自動二輪車及び普通自動二輪車二人乗り通行禁止	線規制/面規制	線規制(1)/面規制
7	車両通行止め(踏切)	点規制/線規制	点規制(1)/線規制(1)
8	歩行者通行止め	線規制	線規制(1)
9	重量制限	線規制	線規制(1)
10	高さ制限	線規制	線規制(1)
11	一方通行	線規制	線規制(2)
12	指定方向外進行禁止	点規制	点規制(2)
13	車両進入禁止	点規制	点規制(1)
14	歩行者横断禁止	線規制	線規制(1)
15	中央線	線規制	線規制(1)
16	中央線の変移	線規制	線規制(1)
17	追越しのための右側部分はみ出し通行禁止	線規制	線規制(1)
18	右側通行(未使用)	線規制	線規制(1)
19	立入り禁止部分	点規制/線規制	点規制(1)/線規制(1)
20	車両通行帯	線規制	線規制(1)
21	車両通行区分	線規制	線規制(1)
24	路線バス等優先通行帯	線規制	線規制(1)

共通規制 種別コード	交通規制種別	規制形態	区分
25	牽引自動車の自動車専用道路第一通行帯指定区間(未使用)	線規制	線規制(1)
26	車線境界線(未使用)	線規制	線規制(1)
27	軌道敷内通行可	線規制	線規制(1)
49	最低速度	線規制	線規制(1)
50	車両横断禁止	点規制/線規制	点規制(1)/線規制(1)
51	転回禁止	点規制/線規制	点規制(1)/線規制(1)
52	進路変更禁止	線規制	線規制(1)
53	追越し禁止	線規制	線規制(1)
54	優先道路	線規制	線規制(1)
55	原動機付自転車の右折方法(二段階)	点規制/線規制	点規制(1)/線規制(1)
56	原動機付自転車の右折方法(小回り)	点規制/線規制	点規制(1)/線規制(1)
57	右左折の方法	点規制	点規制(1)
58	進行方向別通行区分	線規制	線規制(1)
60	進行方向	点規制	点規制(1)
61	徐行	線規制	線規制(1)
62	前方優先道路	点規制	点規制(1)
63	一時停止	点規制	点規制(2)
64	優先本線車道	点規制/線規制	点規制(1)/線規制(1)
65	駐停車禁止	点規制/線規制/ 面規制	点規制(1)/線規制 (1)/面規制
69	駐車余地	線規制/面規制	線規制(1)/面規制
70	駐車可	線規制	線規制(1)
71	停車可	線規制	線規制(1)
72	時間制限駐車区間	線規制	線規制(1)
76	停止禁止部分	点規制/線規制	点規制(1)/線規制(1)
77	警笛鳴らせ及び警笛区間	点規制/線規制	点規制(1)/線規制(1)
81	普通自転車歩道通行可	線規制	線規制(1)
82	普通自転車の歩道通行部分	線規制	線規制(1)
83	普通自転車の交差点進入禁止	点規制	点規制(1)
84	並進可	線規制	線規制(1)
85	横断歩道	点規制	点規制(1)
86	斜め横断可	点規制	点規制(1)

共通規制 種別コード	交通規制種別	規制形態	区分
87	自転車横断帯	点規制	点規制(1)
88	安全地帯	線規制	線規制(1)
89	安全地帯又は路上障害物接近(未使用)	線規制	線規制(1)
90	導流帯	点規制/線規制	点規制(1)/線規制(1)
91	路面電車停留場	線規制	線規制(1)
92	停止線	点規制	点規制(1)
93	二段停止線	点規制	点規制(1)
94	左折可	点規制	点規制(1)
95	危険物積載車両通行止め(未使用)	線規制	線規制(1)
96	最大幅(未使用)	線規制	線規制(1)
97	自動車専用(未使用)	線規制	線規制(1)
98	信号機	点規制	点規制(1)
100	高齢運転者等標章自動車駐車可	線規制	線規制(1)
101	高齢運転者等標章自動車停車可	線規制	線規制(1)
102	高齢運転者等専用時間制限駐車区間	線規制	線規制(1)
103	停車方法指定(未使用)	線規制	線規制(1)
106	環状の交差点における右回り通行	点規制	点規制(3)
107	車両通行帯及び車両通行区分(組合せ)	線規制	線規制(1)
109	停車・駐車禁止交差点(未使用)	線規制	線規制(1)
110	普通自転車専用通行帯	線規制	線規制(1)
111	専用通行帯(普通自転車専用通行帯を除く。)	線規制	線規制(1)
112	最高速度(区間)	線規制	線規制(1)
113	最高速度可変(区間)	線規制	線規制(1)
114	最高速度(区域)	面規制	面規制
115	駐車禁止	線規制/面規制	線規制(1)/面規制
116	駐車方法の指定	線規制	線規制(1)
117	路側帯	線規制	線規制(1)
118	車両通行帯及び進行方向別通行区分(組合せ)	線規制	線規制(1)
119	車両通行帯・進行方向別通行区分・進路変更禁止(組合せ)	線規制	線規制(1)

注) 一部の規制種別においては、都道府県警察の管理方法により表 6 と異なる規制形態にて登録される場合があります。

3.6.2 規制種別に関する留意事項

(1) 「通行止め」と「車両通行止め」

規制種別 NO.4「通行止め」と NO.5「車両通行止め」は下表のとおり分類しています。

	通行止め	車両通行止め
共通規制種別コード	4	5
標識の種類（例）		      他
対象	歩行者及び車両等 (歩行者を対象を含む)	車両等 (いずれも歩行者は対象ではない)

(2) 専用通行帯

下表のとおり普通自転車の専用通行帯と、普通自転車専用通行帯以外の路線バス専用通行帯などの専用通行帯に規制種別を分類しています。

	普通自転車専用通行帯	専用通行帯 (普通自転車専用通行帯を除く。)
共通規制種別コード	110	111
標識の種類（例）		   他
対象	普通自転車及び 軽車両以外の車両	1 バス 2 バス以外の特定の車両 (自動二輪車等)

(3) ゾーン 30・ゾーン 30 プラスの扱い

「ゾーン 30」や「ゾーン 30 プラス」は交通安全に係る施策の一種であることから、拡張版標準フォーマットにおける規制種別では、「最高速度(区域)」の属性情報に含めています。

フォーマット	標準フォーマット	拡張版標準フォーマット
規制種別	ゾーン 30	最高速度(区域)
共通規制種別コード	99	114
属性情報	-	・速度（最高速度(区域)の制限速度を数値で登録されます。ゾーン 30 の場合は最高速度は 30km/h のため、「30」となります。） ・ゾーン 30・ゾーン 30 プラス指定コード（ゾーン 30 またはゾーン 30 プラスの場合は該当するコードが登録されます。）

(4) 最高速度可変(区間)について

最高速度可変(区間)は、公安委員会の意思決定により主に昼夜等の時間帯において最高速度を変える必要がある区間に指定されているもので、天候不良時等に最高速度が引き下げられる臨時交通規制は含まれません。また、最高速度が 80km/h 以上の高速道路においては、原則として可変標識を設置して、天候不良時等には臨時交通規制が行われます。従って、可変標識を以って最高速度可変(区間)規制を示すものではありません。

可変の最高速度は「最高速度可変区分コード」にて下記のように登録されます。

(例) 7:00~21:00 が 60km/h、21:00~7:00 が 50km/h の場合

規制時間 1 に 7:00~21:00、規制時間 2 に 21:00~7:00 が登録されている場合、「最高速度可変区分コード」は共通コードから『(60)-(50)km/h』を示す「4」となります。規制時間 1-規制時間 2 の順と最高速度可変区分コードの () 内の速度の順は対応しています。



(5) 最高速度(区間)、最高速度(区域)の登録の前提

道路交通法施行令により、自動車が一般道路を通行する場合の最高速度は 60km/h、高速道路を通行する場合は 100km/h、と定められています。公開される交通規制情報は、公安委員会の意思決定によるものであるため、この法定速度である区間または区域については、最高速度(区間)や最高速度(区域)の交通規制データが登録されないこととなります。従って、交通規制データとして登録される対象は、法定速度ではない最高速度が指定された区間または区域の場合が基本となります。

また、天候不良時等に最高速度が引き下げられる臨時交通規制についても対象外となります。

～道路交通法施行令（抜粋）～

(最高速度)

第十一条 法第二十二条第一項の政令で定める最高速度（以下この条、次条及び第二十七条において「最高速度」という。）のうち、自動車及び原動機付自転車が高速自動車国道の本線車道（第二十七条の二に規定する本線車道を除く。次条第三項及び第二十七条において同じ。）並びにこれに接する加速車線及び減速車線以外の道路を通行する場合の最高速度は、自動車にあつては六十キロメートル毎時、原動機付自転車にあつては三十キロメートル毎時とする。

(最高速度)

第二十七条 最高速度のうち、自動車が高速自動車国道の本線車道又はこれに接する加速車線若しくは減速車線を通行する場合の最高速度は、次の各号に掲げる自動車の区分に従い、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一 次に掲げる自動車 百キロメートル毎時

イ 大型自動車（三輪のもの並びに牽引^{けん}するための構造及び装置を有し、かつ、牽引^{けん}されるための構造及び装置を有する車両を牽引^{けん}するものを除く。）のうち専ら人を運搬する構造のもの

ロ 中型自動車（三輪のもの並びに牽引^{けん}するための構造及び装置を有し、かつ、牽引^{けん}されるための構造及び装置を有する車両を牽引^{けん}するものを除く。）のうち、専ら人を運搬する構造のもの又は車両総重量が八千キログラム未満、最大積載重量が五千キログラム未満及び乗車定員が十人以下のもの

ハ 準中型自動車（三輪のもの並びに牽引^{けん}するための構造及び装置を有し、かつ、牽引^{けん}されるための構造及び装置を有する車両を牽引^{けん}するものを除く。）

ニ 普通自動車（三輪のもの並びに牽引^{けん}するための構造及び装置を有し、かつ、牽引^{けん}されるための構造及び装置を有する車両を牽引^{けん}するものを除く。）

ホ 大型自動二輪車

ヘ 普通自動二輪車

二 前号イからへまでに掲げる自動車以外の自動車 八十キロメートル毎時

(6) 組合せ規制の扱い

都道府県によって、複数の規制種別が 1 件の交通規制として管理されている場合があります、これを「組合せ規制」と呼んでいます。組合せのパターンは複数あるため、原則的に交通規制データとしては、規制種別ごとに 1 件の登録とすることを推奨していますが、全国的に組合せ規制として登録が多いものについては、当面の間、組合せの登録も可能としています。

(例) 車両通行帯・進行方向別通行区分・進路変更禁止(組合せ)の場合

	組合せ規制【非推奨】	規制種別ごと【推奨】
共通規制種別コード	119：車両通行帯・進行方向別通行区分・進路変更禁止(組合せ)	20：車両通行帯
		52：進路変更禁止
		58：進行方向別通行区分
レコード数	1 件	3 件※

※組合せ規制を規制種別ごとに分けて登録した場合の「ユニークキー」はレコードごとに異なるユニークキーを割り当てる必要があります。ユニークキーについては、3.7.3⑤の特記事項を参照ください。

3.7 交通規制情報項目

3.7.1 交通規制情報項目一覧

拡張版標準フォーマットにおける交通規制情報項目は、表 7 のとおりです。

なお、「登録区分」については、3.7.2 項にて説明します。

表 7 交通規制情報項目一覧

NO	登録区分	フォーマット項目	属性	バイト数	注意点
【大分類】拡張版標準フォーマットバージョン情報					
1	必須	拡張版標準フォーマット種別・バージョン	文字	10	拡張版標準フォーマットの種別(交通規制:k)及びバージョン情報["k_2.1"]
【大分類】県情報					
2	必須	都道府県コード	コード	2	【共通コード】都道府県コード参照
3	必須	警察署コード	コード	10	各都道府県警察で定義
4~11	任意	関連警察署コード1~8	コード	10	各都道府県警察で定義(警察署をまたぐ線規制や面規制の場合)
【大分類】規制種別情報					
12	必須	共通規制種別コード	コード	6	【共通コード】共通規制種別コード参照
13	必須	点・線・面コード	コード	2	【共通コード】点・線・面コード参照
14	必須	県別規制種別名称	文字	100	各都道府県警察で管理されている規制種別名称
15	任意	実施機関コード	コード	2	【共通コード】実施機関コード参照
【大分類】年月日管理					
16	必須	意思決定日(新規)	日付	10	YYYY/MM/DD (公安委員会新規意思決定日)
17	条件付必須 B	意思決定改正日	日付	10	YYYY/MM/DD (最新の公安委員会意思決定改正日)
18	条件付必須 B	意思決定廃止日	日付	10	YYYY/MM/DD (公安委員会意思決定廃止日)
19	条件付必須 B	データ更新日	日付	10	YYYY/MM/DD (データの最終更新日)
20	必須	データ更新区分コード	コード	1	【共通コード】データ更新区分コード参照
【大分類】規制番号管理					
21	必須	ユニークキー	半角英数字	32 固定長	全国でユニークなレコード番号
22	必須	意思決定番号	文字	20	都道府県警察内で管理されている意思決定番号
23	条件付必須 B	枝番号	文字	8	意思決定番号に対する枝番号
【大分類】規制情報 場所					
24	必須	規制場所の経度緯度	座標	無制限	・世界測地系(WGS84) ・可変長で度の小数値 ・経度と緯度の間は半角スペース、複数座標となる場合は、座標点と座標点の間に半角セミコロンを使用 ・"経度(X1) 緯度(Y1);経度(X2) 緯度(Y2);・・・;経度(Xn) 緯度(Yn)" ※具体的な座標の登録方法は【説明書 3.7.3⑥】参照
NO	登録区分	フォーマット項目	属性	バイト数	注意点

25	任意	規制場所始点	文字	無制限	点規制または線規制の場合
26	任意	規制場所終点	文字	無制限	線規制の場合
27	任意	交差点名称(踏切名含む)	文字	無制限	交差点名称や踏切名がある場合
28	任意	経由地点または規制区域	文字	無制限	線規制の場合の経由地点(始終点以外の必要な地点)または面規制の場合の規制区域
29	条件付必須 B	除外区間及び区域	文字	無制限	線規制または面規制において、規制を除外する区間または区域がある場合(文字列)
30	条件付必須 B	除外区間及び区域の経度緯度	座標	無制限	線規制または面規制において、規制を除外する区間または区域がある場合(座標) ※具体的な座標の登録方法は【説明書 3.7.3⑥】参照
31	条件付必須 A	面規制の外周道路有無コード	コード	1	【共通コード】面規制の外周道路有無コード参照
【大分類】路線名					
32	任意	道路種別コード	コード	2	【共通コード】道路種別コード参照
33	任意	路線名(代表)	文字	無制限	複数路線にまたがる場合は任意の代表路線
【大分類】方向					
34	任意	進入方向(文字)	文字	無制限	指定方向外進行禁止及び一時停止に係る「進入方向」(文字列)
35	条件付必須 A	進入方向(座標)	座標	無制限	指定方向外進行禁止及び一時停止に係る「進入方向」(座標) ※具体的な座標の登録方法は【説明書 3.7.3⑥】参照
36	任意	禁止する方向(文字)	文字	無制限	【非推奨】指定方向外進行禁止において退出方向を「禁止する方向」として管理されている場合のみ使用(文字列)
37	条件付必須 B	禁止する方向(座標)	座標	無制限	【非推奨】指定方向外進行禁止において退出方向を「禁止する方向」として管理されている場合のみ使用(座標) ※具体的な座標の登録方法は【説明書 3.7.3⑥】参照
38	任意	指定する方向(文字)	文字	無制限	指定方向外進行禁止に係る「退出方向」及び環状の交差点における右回り通行に係る「流出入口」(文字列)
39	条件付必須 B	指定する方向(座標)	座標	無制限	指定方向外進行禁止に係る「退出方向」及び環状の交差点における右回り通行に係る「流出入口」(座標) ※具体的な座標の登録方法は【説明書 3.7.3⑥】参照
40	条件付必須 A	指定・禁止方向の別コード	コード	1	【共通コード】指定・禁止方向の別コード参照(一方通行における座標の格納順を示すコード)
【大分類】規制情報【対象・除外】 時間・車両等					
41	条件付必須 B	対象期間 1_開始	数値	4	MMDD (規制期間の指定がある場合の開始月日)
42	条件付必須 B	対象期間 1_終了	数値	4	MMDD (規制期間の指定がある場合の終了月日)
43	条件付必須 B	規制時間 1_開始	数値	4	hhmm (規制時間の指定がある場合の開始時間)
44	条件付必須 B	規制時間 1_終了	数値	4	hhmm (規制時間の指定がある場合の終了時間)
45	条件付必須 B	規制曜日コード 1	コード	12	【共通コード】曜日コード参照 (規制対象の曜日指定がある場合)
46	条件付必須 B	対象車両コード 1_A	コード	15	【共通コード】対象コード参照 (規制対象の車両等がカテゴリ A [乗用車、小型、中型] に該当する場合)
47	条件付必須 B	対象車両コード 1_B	コード	15	【共通コード】対象コード参照 (規制対象の車両等がカテゴリ B [大型、バス] に該当する場合)
NO	登録区分	フォーマット項目	属性	バイト数	注意点

48	条件付必須 B	対象車両コード 1_C	コード	15	【共通コード】対象コード参照 (規制対象の車両等がカテゴリ C [貨物、特殊] に該当する場合)
49	条件付必須 B	対象車両コード 1_D	コード	15	【共通コード】対象コード参照 (規制対象の車両等がカテゴリ D [その他] に該当する場合)
(NO.50~85 省略) NO.41~49 が規制条件 (対象) の 1 セットとなっており、以降対象 2~5 も同様の項目があります。					
86	条件付必須 B	除外期間 1_開始	数値	4	MMDD (規制を除外する期間がある場合の除外開始月日)
87	条件付必須 B	除外期間 1_終了	数値	4	MMDD (規制を除外する期間がある場合の除外終了月日)
88	条件付必須 B	除外時間 1_開始	数値	4	hhmm (規制を除外する時間帯がある場合の除外開始時間)
89	条件付必須 B	除外時間 1_終了	数値	4	hhmm (規制を除外する時間帯がある場合の除外終了時間)
90	条件付必須 B	除外曜日コード 1	コード	12	【共通コード】曜日コード参照 (規制を除外する曜日がある場合)
91	条件付必須 B	除外車両コード 1_A	コード	15	【共通コード】対象コード参照 (規制対象から除外する車両等がカテゴリ A [乗用車、小型、中型] に該当する場合)
92	条件付必須 B	除外車両コード 1_B	コード	15	【共通コード】対象コード参照 (規制対象から除外する車両等がカテゴリ B [大型、バス] に該当する場合)
93	条件付必須 B	除外車両コード 1_C	コード	15	【共通コード】対象コード参照 (規制対象から除外する車両等がカテゴリ C [貨物、特殊] に該当する場合)
94	条件付必須 B	除外車両コード 1_D	コード	15	【共通コード】対象コード参照 (規制対象から除外する車両等がカテゴリ D [その他] に該当する場合)
(NO.95~130 省略) NO.86~94 が規制条件 (除外) の 1 セットとなっており、以降除外 2~5 も同様の項目があります。					
131	条件付必須 B	規制条件	文字	無制限	規制条件がコードのみで表せない場合や複雑な規制条件の場合
【大分類】規制情報 規制種別項目					
小分類 共通項目					
132	任意	規制内容	文字	無制限	規制内容に関する補足事項等
133	任意	距離・延長	数値	10	[m] 線規制における規制区間の延長
134	任意	面積	数値	12	[㎡] 面規制における規制区域の面積
135	条件付必須 B	制限重量	数値	4	[t] 最大積載量または車両総重量の制限重量
136	条件付必須 B	片側・両側コード	コード	1	【共通コード】片側・両側コード参照
137	任意	方位コード	コード	2	【共通コード】方位コード参照
小分類 速度規制に関する項目					
138	条件付必須 A	速度	数値	3	[km/h] 最高速度や最低速度の数値
139	条件付必須 B	ゾーン 30・ゾーン 30 プラス指定コード	コード	1	【共通コード】ゾーン 30・ゾーン 30 プラス指定コード参照
140	条件付必須 A	最高速度可変区分コード	コード	2	【共通コード】最高速度可変区分コード参照
小分類 車両の通行帯に関する項目					
141	任意	車両通行帯数	数値	2	車両通行帯の数
142	任意	通行帯の指定	文字	200	車両通行区分や優先、専用通行帯が指定されている通行帯
143	任意	通行帯内容	文字	200	進路の変更を禁止する区間に関する補足事項
144	任意	中央線の指定	文字	100	中央線変移の場合の中央線の指定位置
NO	登録区分	フォーマット項目	属性	バイト数	注意点

145	任意	進行方向別通行区分	文字	400	車両通行帯ごとの進行可能方向
小分類 交差点に関する項目					
146	任意	交差点形状名コード	コード	2	【共通コード】交差点形状名コード参照
147	任意	停止線本数	数値	2	【本】停止線が設置されている場合の停止線の本数
148	任意	普通自転車の交差点進入禁止設置箇所数	数値	2	【数】普通自転車の交差点進入禁止の標示の設置箇所数
149	任意	右左折の区別コード	コード	1	【共通コード】右左折の区別コード参照
150	任意	右左折方法1コード	コード	2	【共通コード】右左折方法コード参照
151	任意	右左折方法2コード	コード	2	【共通コード】右左折方法コード参照
152	任意	右左折方法3コード	コード	2	【共通コード】右左折方法コード参照
153	任意	通行方法	文字	200	車両の通行方法に関する補足事項等
小分類 横断歩道・信号機に関する項目					
154	任意	交差点・単路の別コード	コード	2	【共通コード】交差点・単路の別コード参照
155	任意	横断歩道設置本数	数値	2	【本】【説明書 3.5.3(1)】参照
156	任意	自転車横断帯設置本数	数値	2	【本】【説明書 3.5.3(1)】参照
157	条件付必須 A	信号の有無コード	コード	2	【共通コード】信号の有無コード参照 (対象規制:横断歩道、自転車横断帯)
	任意				【共通コード】信号の有無コード参照 (対象規制:普通自転車の交差点進入禁止、斜め横断可、停止線、二段停止線)
158	任意	種別(横断歩道)コード	コード	2	【共通コード】種別(横断歩道)コード参照
159	任意	信号機設置管理者(委任)	文字	20	信号機の設置または管理の委任先管理者名
小分類 駐停車に関する項目					
160	任意	駐車可台数	数値	4	【台】
161	条件付必須 A	駐車方法コード	コード	2	【共通コード】駐車方法コード参照 (対象規制:駐車方法の指定)
	条件付必須 B				【共通コード】駐車方法コード参照 (対象規制:駐車可、時間制限駐車区間、高齢運転者等標準自動車駐車可、高齢運転者等専用時間制限駐車区間)
162	条件付必須 B	停車方法コード	コード	2	【共通コード】停車方法コード参照
163	任意	パーキングメーター基数	数値	2	【基】
164	任意	パーキングチケット発給設備基数	数値	2	【基】
165	条件付必須 A	指定時間	数値	2	【分】〇〇分制限
166	任意	側指定コード	コード	3	【共通コード】側指定コード参照
小分類 路側帯に関する項目					
167	任意	摘要 指定部分コード	コード	2	【共通コード】摘要 指定部分コード参照
168	条件付必須 A	路側帯の種類コード	コード	1	【共通コード】路側帯の種類コード参照
小分類 その他項目					
169	任意	規制理由	文字	600	「データ更新区分コード」が新規、改正、廃止の場合における規制理由等
170	任意	備考	文字	600	

3.7.2 登録区分の考え方

3.7.1 で示した各交通規制情報項目に対して付与されている「登録区分」とは、拡張版標準フォーマットによる交通規制情報が新規で登録される際の基準を示したものです。この登録区分は表 8 のとおり 4 つに区分されています。

表 8 登録区分

登録区分	内 容	一 例
必 須	交通規制情報を表すために、全規制種別で必須で登録が必要なもの	・ 共通規制種別コード ・ ユニークキー ・ 規制場所の経度緯度 等
条件付必須 A	交通規制情報を表すために、当該項目が指定された規制種別の場合に必須で登録が必要なもの	・ 面規制の外周道路有無コード ・ 進入方向(座標) ・ 速度 等
条件付必須 B	交通規制情報を表すために、当該項目が指定されている規制種別であって、規制内容により該当する場合に必須で登録が必要なもの	・ 意思決定改正日 ・ 除外区間及び区域 ・ ゾーン 30・ゾーン 30 プラス指定コード 等
任 意	交通規制情報の参考として、都道府県警察が保有している場合に任意で登録するもの	・ 交差点名称(踏切名含む) ・ 路線名(代表) ・ 距離・延長 等

3.7.3 大分類毎の基本的な考え方及び情報入力定義

各交通規制情報項目について、大分類（一部小分類）ごとに、基本となる考え方や情報入力定義を示します。

①拡張版標準フォーマットバージョン情報

NO	登録区分	フォーマット項目	属性	バイト数	入力定義
1	必須	拡張版標準フォーマット 種別・バージョン	文字	10	拡張版標準フォーマットは、交通規制、標識、標示の 3 種類が存在するため、種別について「交通規制」の場合は"k"とし、該当する拡張版標準フォーマットのバージョン情報とアンダーバーで組み合わせて"k_2.1"という形式にてシステムで付与されたバージョン情報が登録されます。

【特記事項】

- バージョン情報とは、どの拡張版標準フォーマットのバージョンで出力されたデータかを定義する情報です。3.1 項のとおり、ファイル名にもバージョン情報は付与されますが、各レコードにも記録されています。

②県情報

NO	登録区分	フォーマット項目	属性	バイト数	入力定義
2	必須	都道府県コード	コード	2	共通コード「都道府県コード」から、該当する都道府県のコードが登録されます。
3	必須	警察署コード	コード	10	各都道府県警察にて警察署毎に一意となる番号を"警察署コード"として定義しており、本交通規制情報を登録する管轄警察署のコード番号が登録されます。
4 ～ 11	任意	関連警察署コード 1～8	コード	10	上記の警察署コードと同義で、各都道府県警察にて警察署毎に一意となる番号が定義されています。線規制や面規制において、複数の警察署をまたぐ場合、最大 8 警察署まで登録が可能となっています。 (順不同)

【特記事項】

- 交通規制情報を管理する都道府県及び警察署を定義する情報です。
- 都道府県コードは別記 2：共通コード表（NO.1）にて該当の各都道府県の番号が指定されています。
- 警察署コード及び関連警察署コードは同一のコードですが、各都道府県警察で定義される情報であるため、本フォーマットではコードに対する警察署名などは管理していません。また、警察署コードは警察署の新設・廃止等に伴い、変更される場合があります。

③規制種別情報

NO	登録区分	フォーマット項目	属性	バイト数	入力定義
12	必須	共通規制種別コード	コード	6	共通コード「共通規制種別コード」から、該当する規制種別のコードが登録されます。
13	必須	点・線・面コード	コード	2	共通コード「点・線・面コード」から、該当する規制形態のコードが登録されます。なお、複数の規制形態を有する規制種別がありますが、各都道府県警察における管理方法に応じた登録となります。
14	必須	県別規制種別名称	文字	100	各都道府県警察で管理されている規制種別名称が登録されます。
15	任意	実施機関コード	コード	2	共通コード「実施機関コード」から該当する交通規制の実施機関のコードが登録されます。当面は「公安委員会」による意思決定のみを対象とするため、登録されるコード値は「1」となります。

【特記事項】

- ・ 規制種別及び規制形態等を定義する情報です。
- ・ 規制種別によっては点規制と線規制、線規制と面規制等、1つの規制種別において複数の規制形態を有する場合があるため、「点・線・面コード」にて、どの規制形態で登録された情報か判別できるようにしています。
- ・ 「実施機関コード」は、将来的に公安委員会による意思決定以外の交通規制も登録ができるよう拡張用として設定している項目であるため、当面は「公安委員会」の意思決定情報が対象となります。

④年月日管理

NO	登録区分	フォーマット項目	属性	バイト数	入力定義
16	必須	意思決定日(新規)	日付	10	NO.20「データ更新区分コード」が「新規」「改正」「廃止」「修正」「変更なし」のいずれの場合でも登録されます。登録される意思決定日はYYYY/MM/DDの西暦形式となります。なお、意思決定が改正または廃止された場合は、NO.17「意思決定改正日」またはNO.18「意思決定廃止日」に登録されるため、本項目は初回に登録された情報から原則変更されません。
17	条件付必須 B	意思決定改正日	日付	10	NO.20「データ更新区分コード」が「改正」の場合に登録されます。意思決定内容に改正が生じた場合、改正した意思決定日がYYYY/MM/DDの西暦形式で登録されます。本項目は最新の意思決定改正日を保持するため、再度改正となった場合は、その意思決定改正日が本項目に登録(上書き)されます。
18	条件付必須 B	意思決定廃止日	日付	10	NO.20「データ更新区分コード」が「廃止」の場合に登録されます。意思決定が廃止された場合、意思決定廃止日がYYYY/MM/DDの西暦形式で登録されます。
19	条件付必須 B	データ更新日	日付	10	NO.20「データ更新区分コード」が「新規」「改正」「廃止」「修正」のいずれかであった場合に、各都道府県警察システムにおけるデータの最終更新日がYYYY/MM/DDの西暦形式で登録されます。
20	必須	データ更新区分コード	コード	1	共通コード「データ更新区分コード」から当該交通規制データの更新区分(新規・改正・廃止・修正・変更なし)が登録されます。新規の意思決定(交通規制)の場合は「新規」、改正された意思決定の場合は「改正」、意思決定が廃止された場合は「廃止」、意思決定を伴わないデータの修正等が行われた場合は「修正」、前回の公開データからデータに変更がない場合は「変更なし」に対応するコードが付与されます。

【特記事項】

- ・ 意思決定日（新規・改正・廃止）や意思決定を伴わないデータの修正等を行った日付等を定義する情報です。
- ・ 「更新区分コード」により、当該データの状態（新規・改正・廃止・修正・変更なし）を判別することができます。

（参考）データ更新区分コードと意思決定日、データ更新日の対応

【凡例】

- ：新規登録または前回登録データから変更あり
- ：前回登録データから変更なし
- ▲：既登録ありの場合、前回登録データから変更なし
- －：登録対象外

【データ更新区分コード：新規の場合】

意思決定日（新規）	意思決定改正日	意思決定廃止日	データ更新日
○※1	－	－	○※2

※1 意思決定日（新規）は、意思決定が行われた日が登録されます。この意思決定日（新規）は当該意思決定が廃止されるまで原則として変更はありません。

※2 データ更新日は、当該データが都道府県警察のシステムにデータが登録された日または最終更新日が登録されています。

【データ更新区分コード：改正の場合】

意思決定日（新規）	意思決定改正日	意思決定廃止日	データ更新日
●※1	○※2	－	○※3

※1 意思決定日（新規）は、初めの意思決定日の情報のまま保持されています。

※2 意思決定改正日は、最新の改正日が登録されるため、複数回改正された場合は前回の意思決定改正日に上書きされます。

※3 データ更新日は、意思決定の改正に伴い都道府県警察のシステムで当該データが更新された日（最終更新日）が登録されます。

【データ更新区分コード：廃止の場合】

意思決定日（新規）	意思決定改正日	意思決定廃止日	データ更新日
●※1	▲※2	○※3	○※4

※1 意思決定日（新規）は、初めの意思決定日の情報のまま保持されています。

※2 意思決定改正日は、意思決定廃止までに改正が行われている場合に登録されています。

※3 意思決定廃止日は、意思決定が廃止された日が登録されます。

※4 データ更新日は、意思決定の廃止に伴い都道府県警察のシステムで当該データの廃止に係るデータ更新が行われた日（最終更新日）になります。

【データ更新区分コード：修正の場合】

意思決定日(新規)	意思決定改正日	意思決定廃止日	データ更新日
●※1	▲※2	—	○※3

※1 意思決定日(新規)は、初めの意思決定日の情報のまま保持されています。

※2 意思決定改正日は、データの修正が行われる以前に意思決定の改正があった場合に登録されています。

※3 修正の場合、意思決定を伴わないため、意思決定日(新規)や意思決定改正日（改正が以前にあった場合）の日付は変更がなく、データ更新日のみ更新されます。

【データ更新区分コード：変更なしの場合】

意思決定日(新規)	意思決定改正日	意思決定廃止日	データ更新日
●※1	▲※2	—	●※3

※1 意思決定日(新規)は、初めの意思決定日の情報のまま保持されています。

※2 意思決定改正日は、以前意思決定の改正が行われていた場合に最新の改正日が保持されています。意思決定の改正が一度も行われていない場合は空欄となります。

※3 「変更なし」の場合、データ更新日は前回データから変更はありません。

⑤規制番号管理

NO	登録区分	フォーマット項目	属性	バイト数	入力定義
21	必須	ユニークキー	半角 英数字	32 固定長	各都道府県警察の交通規制情報管理システム上で管理されている交通規制情報(レコード)を一意に特定できる番号を示します。全国のレコードで重複のないユニークな番号であり、この番号は意思決定が廃止されるまで交通規制データに対して永続的に保持されます。
22	必須	意思決定番号	文字	20	各都道府県警察が管理する意思決定番号が登録されます。1件の意思決定を複数の交通規制データに分けて登録する場合があるため、意思決定番号は重複することがあります。
23	条件付必須 B	枝番号	文字	8	枝番号は意思決定番号が同一の交通規制データに対して区別するための番号です。交差点単位で意思決定した交通規制を分けて登録する際や組合せ規制を規制種別毎に分けて登録する際に使用されます。なお、同一の意思決定番号に対して、枝番号の重複はありません。(ここでいう同一の意思決定番号とは、警察署コード・共通規制種別コード・意思決定番号を組み合わせたものを示します。)

【特記事項】

- 「ユニークキー」は、データを一意に特定するための情報です。
 全国のレコードで重複を不可としており、一意性及び継続性のあるユニークキーが割り当てられています。また、組合せ規制を規制種別ごとに分けて登録する場合にもレコードを一意に特定できるよう異なるユニークキーが割り当てられています。
 「ユニークキー」の付与規則については、以下のとおりです。

【ユニークキー付与規則】

	都道府県コード※ ²	都道府県で付与する任意の番号※ ³
ユニークキー※ ¹ (32 バイト) 固定長	● ● (2 バイト) 固定長	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ (30 バイト) 固定長
	● ● ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ (32 バイト) 固定長	

※1 「ユニークキー」

- ・半角英数字：32バイト（固定長）※記号は含まない
- ・「都道府県コード」及び「都道府県で付与する任意の番号」を組み合わせた一意性及び継続性のある番号が割り当てられています。

※2 「都道府県コード」

- ・ 半角数値：2バイト（固定長）
- ・ 別記2（共通コード表）の「都道府県コード」が割り当てられています。
（例：北海道「01」、沖縄「47」）

※3 「都道府県で付与する任意の番号」

- ・半角英数字：30 バイト（固定長）※記号は含まない
- ・都道府県で付与する任意の番号が割り当てられています。（重複不可）

【補足】

拡張版標準フォーマットのバージョン情報の末尾に「注」の記載があるデータ（「作成基準日等データ」のリンクをお読みください。）については、標準フォーマットのデータ内容を形式的・機械的に「拡張版標準フォーマット」形式に変換したデータとなります。（拡張版標準フォーマットの説明書に合わせて変換したデータ内容ではありません。）

当該バージョンにおける（仮）ユニークキーの付与規則は、以下のとおりです。

なお、（仮）ユニークキーについては、月単位での一意性がありますが継続性はありません。

【（仮）ユニークキー付与規則】

	都道府県 コード※2	データ更新 年月※3	レコード 連番※4	標準フォーマットに登録されている 都道府県別ユニークキー番号※5
(仮)ユニークキー※1 (32バイト) 固定長	●● (2バイト) 固定長	yyymm (6バイト) 固定長	■■■■ (7バイト) 固定長	○○○○○ (17バイト) 固定長
	●●yyymm■■■■■■■■■■○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ (32バイト) 固定長			

※1 「（仮）ユニークキー」

- ・半角英数字：32バイト（固定長）※記号は含まない
- ・「都道府県コード」、「データ更新年月」、「レコード連番」及び「標準フォーマットに登録されている都道府県別ユニークキー番号」を組み合わせた番号が割り当てられています。

ただし、情報の公開月単位での一意性がありますが、継続性はありません。

※2 「都道府県コード」

- ・半角数値：2バイト（固定長）
- ・別記2（共通コード表）の「都道府県コード」が割り当てられています。
（例：北海道「01」、沖縄「47」）

※3 「データ更新年月」

- ・半角数値：6バイト（固定長）
- ・データを更新した年月（当該データが yyyy 年 mm 月末日現在のデータであることを意味します。）が割り当てられています。
（例：2025 年 1 月末日現在のデータである場合・・・「202501」）

※4 「レコード連番」

- ・半角数値：7バイト（固定長）
- ・都道府県単位でレコード件数に対する連番が割り当てられています。
（例：レコード件数が 220,000 件ある場合・・・「0000001」～「0220000」）

※5 「標準フォーマットに登録されている都道府県別ユニークキー番号」

- ・半角英数字：17バイト（固定長）
- ・記号が含まれている場合、当該記号は小文字の「p」に置換されています。
（例：標準フォーマットに登録されている都道府県別ユニークキーが、
「123-456-789」の場合・・・「000000123p456p789」）

- ・ 「意思決定番号」は都道府県公安委員会の意思決定番号とし、同一の意思決定番号で複数の交通規制を有する場合（組合せ規制など）は、「枝番号」を付与します。このため、意思決定番号は都道府県内で重複することがあります。

（例）車両通行帯・進行方向別通行区分・進路変更禁止（組合せ）を分けて登録した場合

ユニークキー※1	意思決定番号※2	枝番号※3	規制種別
〇〇〇〇〇〇〇981	XXX354	1	車両通行帯
〇〇〇〇〇〇〇982	XXX354	2	進行方向別通行区分
〇〇〇〇〇〇〇983	XXX354	3	進路変更禁止

※1 ユニークキーは全て異なります。

※2 意思決定番号は全て同一です。

※3 枝番号は全て異なります。

- ・ 同一の意思決定番号に対する「枝番号」の重複は不可としています。なお、意思決定番号自体は下表の例のように同一都道府県内で異なる警察署間や規制種別間で重複するケースがあります。ここで示す「同一の意思決定番号」とは、警察署コード・共通規制種別コード・意思決定番号を組合せたものを示します。下表のように、意思決定番号と枝番号のみでは同一都道府県内で複数重複することがありますが、警察署コードと共通規制種別コード、枝番号（付与されている場合）を組み合わせると同一都道府県内でユニークな番号となります。

（イメージ）A県の交通規制データ

	レコード1	レコード2	レコード3	レコード4
警察署コード	101 (B 警察署)	101 (B 警察署)	101 (B 警察署)	105 (E 警察署)
共通規制種別コード	85 (横断歩道)	85 (横断歩道)	52 (進路変更禁止)	52 (進路変更禁止)
意思決定番号	5	5	5	5
枝番号	1	2	1	1

⑥規制情報 場所

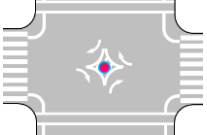
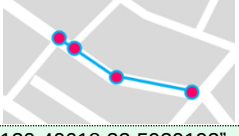
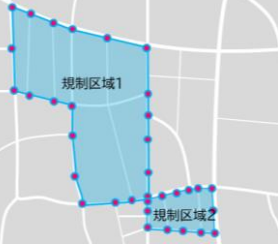
NO	登録区分	フォーマット項目	属性	バイト数	入力定義
24	必須	規制場所の経度緯度	座標	無制限	測地系は「世界測地系(WGS84)」とし、可変長で度の小数値となります。経度と緯度の間は半角スペース()が挿入されています。線規制や面規制など、複数座標が格納される場合は、座標点と座標点の間に半角セミコロン(;)が挿入されています。 【非推奨】1 レコードに複数区間または複数区域が含まれる場合は、座標の区切りに半角スラッシュ(/)が登録されています。 ■点規制の場合 基本的に規制地点の座標が1点登録されます。なお、方向を有する点規制(指定方向外進行禁止、一時停止、環状の交差点における右回り通行)の場合は、本項目の他に NO.35「進入方向(座標)」項目や NO.37「禁止する方向(座標)」項目、NO.39「指定する方向(座標)」項目にも座標が登録されます。【3.5.2①点規制(2)(3)】参照 ■線規制の場合 規制区間を示す複数座標が登録されます。座標は始点、中間点(複数可)、終点の順に格納され、中間点は道路の線形に沿って規制区間が明確となるように登録されます。なお、「一方通行」規制の場合のみ、原則として座標は「禁止する方向」の順序で登録することとしています。【3.5.2②線規制(2)】参照 ■面規制の場合 規制区域を囲むように複数座標が登録されます。線規制と同様に道路の線形に沿って規制区域が明確となるように登録されます。なお、1番目と最後の座標は同一地点となります。【3.5.2③面規制】参照
25	任意	規制場所始点	文字	無制限	点規制の場合は規制地点、線規制の場合は規制区間の始点の住所が文字列で登録されます。
26	任意	規制場所終点	文字	無制限	線規制の場合に、規制区間の終点の住所を文字列で登録されます。
27	任意	交差点名称(踏切名含む)	文字	無制限	原則として、点規制において、規制地点の交差点名称または踏切名が管理されている場合に規制場所の補助情報として任意に登録されます。なお、一部線規制において踏切に係る規制(「車両通行止め(踏切)」「一方通行」)があるため、必要に応じて登録される場合があります。
28	任意	経由地点または規制区域	文字	無制限	規制区間が長い線規制において、必要に応じて「規制地点」の住所が登録されます。面規制の場合は、規制の範囲が明確となるよう文字列にて登録
29	条件付必須 B	除外区間及び区域	文字	無制限	線規制または面規制において、規制区間、規制区域の中で規制を対象としない区間または区域が含まれている場合に、その範囲が分かるように住所が文字列にて必須で登録されます。
30	条件付必須 B	除外区間及び区域の経度緯度	座標	無制限	上記と同様に、線規制または面規制において、規制対象から除外する区間または除外する区域がある場合に、その範囲が分かるように座標が必須で登録されます。座標の登録方法は NO.24「規制場所の経度緯度」と同様ですが、除外区間または除外区域が複数存在する場合は、区間または区域の区切りに半角スラッシュが挿入されていることで、複数区間または複数区域の登録であることを示します。
31	条件付必須 A	面規制の外周道路有無コード	コード	1	面規制の場合に、外周道路が規制の対象に含まれているか、含まれていないかを判別するため、共通コード「面規制の外周道路有無コード」から該当するコードが必須で登録されます。外周道路を一部でも含む場合または全て含む場合は「有」、外周道路を一切含まない場合は「無」に対応するコードが登録されます。

【特記事項】

- ・ 交通規制の場所、区間、区域を示す位置情報等を定義する情報です。
- ・ 「規制場所の経度緯度」は必須で登録されるため、「規制場所始点」、「規制場所終点」、「経由地点または規制区域」や「交差点名称(踏切名含む)」は任意の登録としています。

【座標に関する特記事項】

[凡例] 座標点: ●

区分	注意事項	イメージ図
①1点のみ登録する場合	・ 経度と緯度の間に半角スペースを挿入	
【座標イメージ】"139.841220547428 35.7078917121552"		
②複数点を登録する場合(線規制)	・ 経度と緯度の間に半角スペースを挿入 ・ 座標点と座標点の間に半角セミコロンを挿入	
【座標イメージ】"130.4075491 33.5924116;130.4064816 33.59280040; 130.406390 33.59284508;130.40618 33.5930193"		
③複数点を登録する場合(面規制)	・ 経度と緯度の間に半角スペースを挿入 ・ 座標点と座標点の間に半角セミコロンを挿入 ・ 1番目と最後の座標値は同一	
【座標イメージ】"135.782098867589 34.692876441484;135.782101975068 34.6930574478367;135.782145246758 34.693192571154;135.782318367369 34.6934067142189;135.782419858579 34.693429018176;135.782903935115 34.69314494574;135.782945489835 34.6930078235411;135.782874219499 34.6929245549017;135.782372343939 34.6929367982653;135.782256521296 34.6928752210356;135.782098867589 34.692876441484"		
④規制区間または除外区間が複数存在する場合	・ 経度と緯度の間に半角スペースを挿入 ・ 座標点と座標点の間に半角セミコロンを挿入 ・ 複数区間の区切りに半角スラッシュを挿入	
【除外区間が2区間登録された場合の座標イメージ】"129.9836578319446 33.450017697756266;129.98712861040985 33.44830341367089;129.98582552307198 33.44894561756093;129.98669992321084 33.44996612784977"		
⑤規制区域または除外区域が複数存在する場合【非推奨】	・ 経度と緯度の間に半角スペースを挿入 ・ 座標点と座標点の間に半角セミコロンを挿入 ・ 複数区域の区切りに半角スラッシュを挿入 ・ 各区域における1番目と最後の座標値は同一	
【規制区域が2区域登録された場合の座標イメージ】"138.609104666152 35.23449318417;138.607952002793 35.234718146085;138.598858589477 35.23409596626;138.599158678183 35.231818506509;138.599100432967 35.230288163181;138.598442243997 35.228935568;138.598989408631 35.228891134143;138.599567137639 35.228618954483;138.601130912853 35.22710805658;138.602691918263 35.225169438417;138.603433522791 35.224605632912;138.606288789089 35.223925204307;138.610268974302 35.222683767147;138.610268962263 35.223044828141;138.607716416146 35.223766911004;138.607333118598 35.223947436912;138.606896968144 35.226516525947;138.606708042656 35.228207960696;138.60885476497 35.233162819466;138.609157484049 35.233637752537;138.60913243969 35.234515403318;138.609104666152 35.23449318417/138.6197642552034 35.22070699281319;138.6199237192771 35.21944057128054;138.6199364766005 35.21923732102357;138.62048510083716 35.2192477406388; 138.62045960176886 35.220342179181344;138.6197642552034 35.22070699281319"		

⑦規制情報 路線名

NO	登録区分	フォーマット項目	属性	バ ー ン 数	入力定義
32	任意	道路種別コード	コード	2	共通コード「道路種別コード」から、交通規制が対象としている道路種別が任意で登録されます。
33	任意	路線名(代表)	文字	無制限	交通規制が対象としている路線名が任意で登録されます。なお、線規制や面規制においては、複数路線にまたがる場合がありますが、その際は任意の代表路線名が登録されます。

【特記事項】

- ・ 「道路種別コード」及び「路線名(代表)」は参考情報のため、いずれも任意で登録されます。

⑧規制情報 方向

NO	登録区分	フォーマット項目	属性	バ ー ン 数	入力定義
34	任意	進入方向(文字)	文字	無制限	「指定方向外進行禁止」及び「一時停止」規制において、進入方向の情報を文字列で任意に登録されます。なお、「一時停止」規制においては、交差点単位で登録される場合があるため、この場合は進入方向の文字情報は複数登録されることとなります。
35	条件付必須 A	進入方向(座標)	座標	無制限	上記と同様に、「指定方向外進行禁止」及び「一時停止」規制の場合に、進入方向の座標が必須で登録されます。なお、「一時停止」規制においては、交差点単位で登録される場合があるため、この場合は進入方向の座標が複数登録されることとなります。
36	任意	禁止する方向(文字)	文字	無制限	【非推奨】「指定方向外進行禁止」規制において、拡張版標準フォーマットの仕様としては「退出方向(指定する方向)」を登録することとしていますが、都道府県警察において「禁止する方向(通行できない方向)」を管理している場合があります。直ちにこれを「指定する方向」へ登録内容を変更することが難しいため、禁止する方向で管理されている場合は、本項目に暫定的に文字列にて登録されます。
37	条件付必須 B	禁止する方向(座標)	座標	無制限	【非推奨】上記と同様に「指定方向外進行禁止」規制において、拡張版標準フォーマットの仕様としては「退出方向(指定する方向)」を登録することとしていますが、都道府県警察において「禁止する方向(通行できない方向)」を管理している場合があります。直ちにこれを「指定する方向」へ登録内容を変更することが難しいため、禁止する方向で管理されている場合は、本項目に暫定的に禁止する方向の座標が必須で登録されます。
38	任意	指定する方向(文字)	文字	無制限	「指定方向外進行禁止」規制における「退出方向」、「環状の交差点における右回り通行」規制における「流出入口」について、任意に文字列で登録されます。退出方向や流出入口は複数存在することが多いため、その場合は複数地点について登録されることとなります。
39	条件付必須 B	指定する方向(座標)	座標	無制限	上記と同様に「指定方向外進行禁止」規制における「退出方向」、「環状の交差点における右回り通行」規制における「流出入口」について、必須で座標が登録されます。退出方向や流出入口は複数存在することが多いため、その場合は複数座標が登録されることとなります。
40	条件付必須 A	指定・禁止方向の別コード	コード	1	「一方通行」規制の場合に共通コード「指定・禁止方向の別コード」から座標の登録順に応じた該当コードが付与されます。「一方通行」規制の場合、拡張版標準フォーマットの仕様としては、原則として禁止する方向の順で座標を登録することとしており、「禁止」を示すコードが必須で登録されます。一方、通行可能な方向の順で座標が管理されている場合もありますが、その際は「指定」を示すコードが必須で登録されます。

【特記事項】

- ・ 方向情報を有する一部の規制種別（指定方向外進行禁止、一時停止、環状の交差点における右回り通行、一方通行）における交通規制の方向について定義する情報です。登録対象項目は下表のとおりです。

対象規制種別	進入方向 (文字)	進入方向 (座標)	禁止する方向 (文字)	禁止する方向 (座標)	指定する方向 (文字)	指定する方向 (座標)	指定・禁止方向の別コード
11:一方通行	—	—	—	—	—	—	●
12: 指定方向外進行禁止	○	●	△	▲	○	●	—
63:一時停止	○	●	—	—	—	—	—
106:環状の交差点における右回り通行	—	—	—	—	○	●	—

〔凡例〕 ●：必須登録 ○：任意登録 —：登録対象外

▲：禁止する方向で管理している場合に必須登録（非推奨）

△：禁止する方向で管理している場合に任意登録（非推奨）

- ・ 具体的な方向の登録方法(座標)については、3.5.3 項をご参照ください。

⑨規制情報【対象・除外】時間・車両等

	NO	登録区分	フォーマット項目	属性	バイト数	入力定義
規 制 条 件 （ 対 象 ）	41	条件付必須 B	対象期間 1_開始	数値	4	規制期間の指定がある場合に開始月日が MMDD 形式にて数値で登録されます。複数期間がある場合は、対象期間 1～5 にそれぞれ登録します。なお、期間、時間、曜日、車両について、対象 1 と除外 1、対象 2 と除外 2（以降も同様）は対応関係にあります。（特記事項を参照）
	42	条件付必須 B	対象期間 1_終了	数値	4	NO.41 上記と同様
	43	条件付必須 B	規制時間 1_開始	数値	4	規制時間の指定がある場合に開始時間を hhmm 形式にて数値で登録されます。複数の規制時間帯がある場合は、規制時間 1～5 にそれぞれ登録されます。
	44	条件付必須 B	規制時間 1_終了	数値	4	NO.43 と同様
	45	条件付必須 B	規制曜日コード 1	コード	12	規制対象となる曜日の指定がある場合は、共通コード「曜日コード」から該当するコードが付与されます。該当のコードがない場合は、「その他」のコードが登録され、NO.131「規制条件」項目に文字列で登録されます。
	46	条件付必須 B	対象車両コード 1_A	コード	15	規制対象とされている車両等について、共通コード「対象コード」から該当するコードが付与されます。対象コードはカテゴリ A～D に分類されており、各カテゴリ内で複数の対象車両が存在する場合は、共通コード番号を加算した値が登録されます。なお、該当するコードがない場合は、「その他」のコードが登録され、NO.131「規制条件」項目に文字列で対象車両等の内容が登録されます。（規制対象の車両等がカテゴリ A [乗用車、小型、中型] に該当する場合）
	47	条件付必須 B	対象車両コード 1_B	コード	15	NO.46 と同様 （規制対象の車両等がカテゴリ B [大型、バス] に該当する場合）
	48	条件付必須 B	対象車両コード 1_C	コード	15	NO.46 と同様 （規制対象の車両等がカテゴリ C [貨物、特殊] に該当する場合）
	49	条件付必須 B	対象車両コード 1_D	コード	15	NO.46 と同様 （規制対象の車両等がカテゴリ D [その他] に該当する場合）
(NO.50～85 省略) NO.41～49 が規制条件(対象)の 1 セットとなっており、以降対象 2～5 も同様の項目があります。						
規 制 条 件 （ 除 外 ）	86	条件付必須 B	除外期間 1_開始	数値	4	NO.41 と同様
	87	条件付必須 B	除外期間 1_終了	数値	4	NO.41 と同様
	88	条件付必須 B	除外時間 1_開始	数値	4	NO.43 と同様
	89	条件付必須 B	除外時間 1_終了	数値	4	NO.43 と同様
	90	条件付必須 B	除外曜日コード 1	コード	12	NO.45 と同様
	91	条件付必須 B	除外車両コード 1_A	コード	15	NO.46 と同様 （除外車両等がカテゴリ A に該当する場合）
	92	条件付必須 B	除外車両コード 1_B	コード	15	NO.46 と同様 （除外車両等がカテゴリ B に該当する場合）
	93	条件付必須 B	除外車両コード 1_C	コード	15	NO.46 と同様 （除外車両等がカテゴリ C に該当する場合）
	94	条件付必須 B	除外車両コード 1_D	コード	15	NO.46 と同様 （除外車両等がカテゴリ D に該当する場合）
(NO.95～130 省略) NO.86～94 が規制条件(除外)の 1 セットとなっており、以降除外 2～5 も同様の項目があります。						

131	条件付必須 B	規制条件	文字	無制限	規制条件において、曜日コードや対象コードで該当するコードがない場合や、複雑な規制条件の場合に文字列で条件の内容が登録されます。 【文字と数値、コードが併用される場合の注意点】 規制時間 1、規制時間 2 が登録されている場合に、本項目にて対象車両について文字列にて示す場合、規制時間のいずれかまたは両方を対象とするか分かるように登録されます。
-----	------------	------	----	-----	---

【特記事項】

- ・ 期間や時間を限定した交通規制ではない場合（終日）は、「空欄(NULL)」を基本としますが、「1/1～12/31」や「0:00～24:00」と登録されている場合があります。
- ・ 日付をまたぐ規制時間の場合は、補助標識に示されているように登録されます。

(例)



○推奨する登録例（補助標識どおりの登録）

規制時間 1_開始 22:00 規制時間 1_終了 4:00

×推奨しない登録例（24 時を境に規制時間を分割したケース）

規制時間 1_開始 22:00 規制時間 1_終了 24:00
規制時間 2_開始 0:00 規制時間 2_終了 4:00

- ・ 毎週特定の曜日に日付をまたぐ規制時間が指定されている場合は、規制の開始時間における曜日が登録されます。

(例) 土曜日 23:00～日曜日 5:00 の場合



○登録方法

規制時間 1_開始 23:00 規制時間 1_終了 5:00
規制曜日コード 1 4:土曜日

※規制曜日コードは規制の開始時間における曜日のみ登録されます。

- ・ 規制期間や規制時間は「数値」属性のため、原則として先頭の“0”は表記されません。

(例)

①期間の例

1 月 1 日の場合：“101”
11 月 1 日の場合：“1101”
11 月 11 日の場合：“1111”

②時間の例

0:00 の場合：“0”
7:00 の場合：“700”
24:00 の場合：“2400”

- ・ 規制条件は、「対象」と「除外」で構成されており、交通規制の「対象」を示す情報として、期間・時間・曜日・車両があり、この規制対象から「除外」する条件がある場合は、その期間・時間・曜日・車両を示します。
- ・ NO.41～49 が規制条件「対象」の 1 セットとなっており、対象 2～5 まで同様の項目です。同様に NO.86～94 が規制条件の「除外」の 1 セットで、除外 2～5 まで同様の項目となります。
- ・ 規制条件における対象 1～5 と除外 1～5 は図 1（左）のとおり、それぞれ対応しています。対象 1 に登録されている条件に対して、除外する条件がある場合は除外 1 に、対象 2 に登録されている条件に対して、除外する条件がある場合は除外 2 に登録（以降も同様）されます。

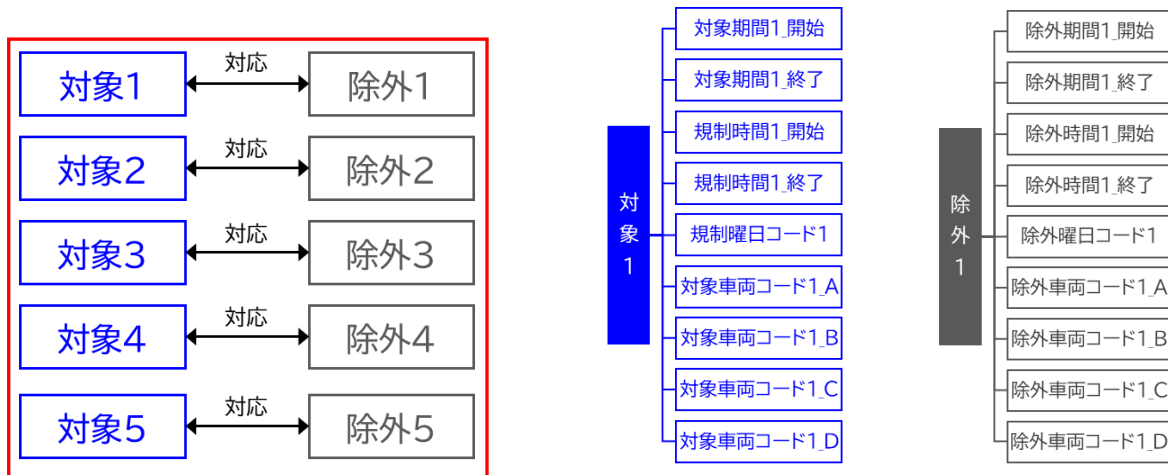
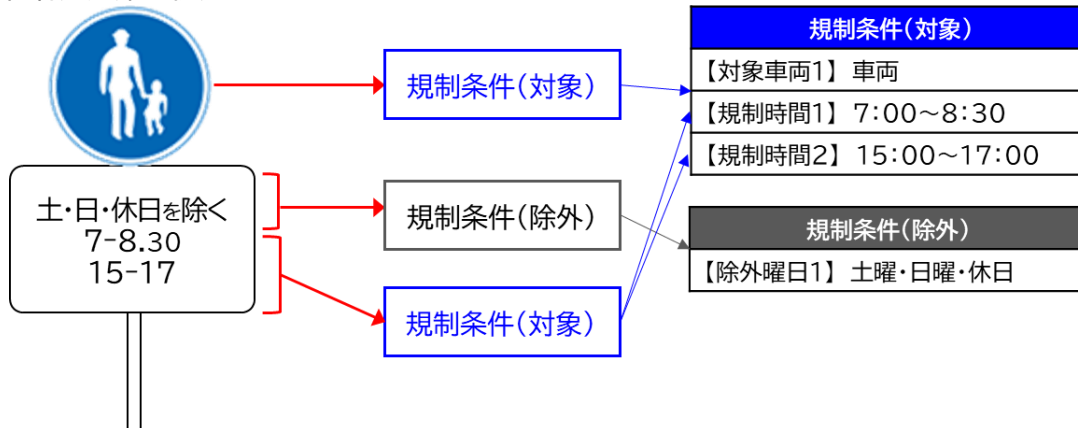
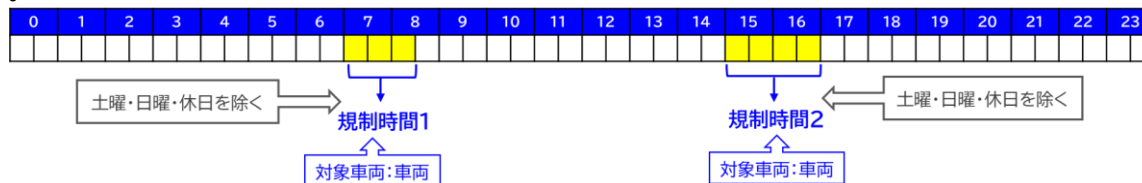


図 1 規制条件における対象と除外の対応

(歩行者用道路の例)



上記のような標識の場合、対象車両は標識（規制種別）に応じて交通規制基準にて定められているため、歩行者用道路の場合は「車両」となります。規制時間は1日の中で2回存在し、いずれの時間帯も対象車両は「車両」、かつ「土曜・日曜・休日を除く」条件も両時間帯に掛かります。



【歩行者用道路の登録事例】

前頁の規制条件を拡張版標準フォーマットに当てはめると、下記のように対象 1、2 及び除外 1、2 に必要な条件が登録される形となります。

規制情報
(対象) 時間・車両等

対象1

対象期間		規制時間	
開始	終了	開始	終了
		700	830
規制曜日※1			
対象車両A※2	1	対象車両B※2	
対象車両C※2		対象車両D※2	

対象2

対象期間		規制時間	
開始	終了	開始	終了
		1500	1700
規制曜日※1			
対象車両A※2	1	対象車両B※2	
対象車両C※2		対象車両D※2	

対象3

対象期間		規制時間	
開始	終了	開始	終了
規制曜日※1			
対象車両A※2		対象車両B※2	
対象車両C※2		対象車両D※2	

対象4

【対象車両】歩行者用道路の対象は「車両」のため、該当の対象コード「1」が登録されています。なお、対象2の時間帯も対象車両は同じであるため、「1」が登録されています。

対象5

【規制時間】規制時間が7:00～8:30と15:00～17:00の事例のため、対象1と対象2にそれぞれ規制時間が登録されています。

※1:【共通コード】曜日コードを入力

※2:【共通コード】対象コードを入力

規制情報
(除外) 時間・車両等

除外1

除外期間		除外時間	
開始	終了	開始	終了
除外曜日※1			
除外車両A※2		除外車両B※2	
除外車両C※2		除外車両D※2	

除外2

除外期間		除外時間	
開始	終了	開始	終了
除外曜日※1			
除外車両A※2		除外車両B※2	
除外車両C※2		除外車両D※2	

除外3

除外期間		除外時間	
開始	終了	開始	終了
除外曜日※1			
除外車両A※2		除外車両B※2	
除外車両C※2		除外車両D※2	

除外4

【除外曜日】今回の事例は「土曜・日曜・休日を除く」という条件のため、該当する曜日コード「2」が登録されています。なお、除外曜日の条件は、対象2の時間帯にもかかるため、除外2にも登録されています。

※1:【共通コード】曜日コードを入力

※2:【共通コード】対象コードを入力

⑩規制情報 規制種別項目

「規制情報 規制種別項目」は規制種別ごとに規制内容を示すために必要なフォーマット項目が指定されています。「小項目」の単位で各項目に関する特記事項を解説します。

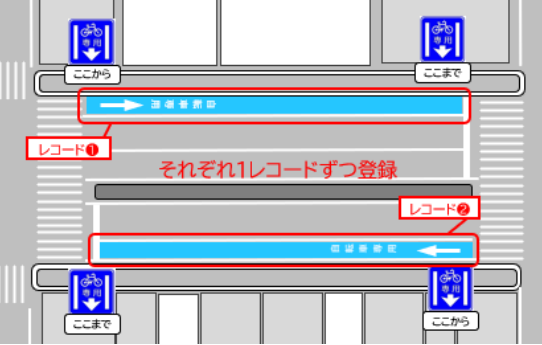
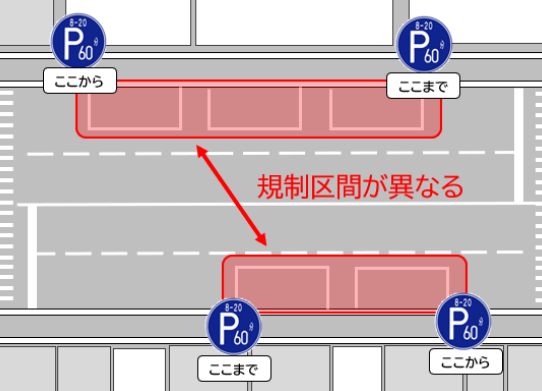
小分類：共通項目

NO	登録区分	フォーマット項目	属性	バイト数	入力定義
132	任意	規制内容	文字	無制限	規制内容に関して各項目で表現できない補足事項等がある場合に文字列で登録されます。
133	任意	距離・延長	数値	10	線規制の場合に規制区間の延長を参考情報として任意で登録されます。なお、除外区間がある場合、除外区間の延長を除いた規制区間の延長が基本的に登録されます。
134	任意	面積	数値	12	面規制の場合に規制区域の面積を参考情報として任意で登録されます。なお、除外区域がある場合、除外区域の面積を除いた規制区域の面積が基本的に登録されます。
135	条件付必須 B	制限重量	数値	4	【5:車両通行止め】【7:車両通行止め(踏切)】【9:重量制限】 「車両通行止め」または「車両通行止め(踏切)」のうち「特定の最大積載量以上の貨物自動車等通行止め」に該当する場合の「最大積載量」、または、「重量制限」規制における「車両総重量」の制限値が数値で登録されます。
136	条件付必須 B	片側・両側コード	コード	1	線規制の場合に交通規制が「片側」または「両側」の情報として登録されているのか判別するために、共通コード「片側・両側コード」から該当するコードが登録されます。なお、「片側」のみの情報を示している場合は、必須でコードが登録されます。
137	任意	方位コード	コード	2	【85:横断歩道】【87:自転車横断帯】 交通規制の位置について方位を表す必要がある場合に共通コード「方位コード」から該当のコードが任意で登録されます。

【特記事項】

- ・ 「片側・両側コード」は、線規制の場合に交通規制の登録内容が片側または両側なのかを示すコードです。交通規制が片側のみに指定または片側ずつ登録されている場合は必須でコードが付与されます。「片側」で登録されている場合は、NO.132「規制内容」項目にどの方向の交通規制であるか、文字列で任意に登録されます。(例:「〇〇方面」、「東行き車道」「上り線」等)
- ・ 「片側」で交通規制データが登録される事例を次頁に示します。

(交通規制が片側のみ登録されている例)

①交通規制が片側に限定されている場合 (一方通行の場合を含む) 	②交通規制は両側に指定されているが交通規制データを片側ずつ登録している場合 
③規制区間や規制内容が異なる場合 	

小分類：速度規制に関する項目

NO	登録区分	フォーマット項目	属性	バイト数	入力定義
138	条件付必須 A	速度	数値	3	【49:最低速度】【112:最高速度(区間)】【114:最高速度(区域)】 該当する制限速度が数値で登録されます。
139	条件付必須 B	ゾーン 30・ゾーン 30 プラス指定コード	コード	1	【114:最高速度(区域)】 「最高速度(区域)」規制で速度が「30(km/h)」のうち、ゾーン 30 またはゾーン 30 プラスが指定されている場合に、必須で共通コード「ゾーン 30・ゾーン 30 プラス指定コード」から該当のコードが登録されます。
140	条件付必須 A	最高速度可変区分コード	コード	2	【113:最高速度可変(区間)】 共通コード「最高速度可変区分コード」から該当するコードが登録されます。

【特記事項】

- ・ 「最高速度可変(区間)」の場合は、最高速度可変区分コードにて、時間帯による最高速度が確認できます。詳しくは、3.6.2(4)を参照ください。

小分類：車両の通行帯に関する項目

NO	登録区分	フォーマット項目	属性	バイト数	入力定義
141	任意	車両通行帯数	数値	2	車両通行帯の数が任意で登録されます。基本的には、交通規制が両側で登録されている場合は両方向の車両通行帯数、片側の交通規制が登録されている場合は片側だけの車両通行帯数が登録されることとなります。
142	任意	通行帯の指定	文字	200	【21:車両通行区分】【24:路線バス等優先通行帯】【107:車両通行帯及び車両通行区分(組合せ)】【110:普通自転車専用通行帯】【111:専用通行帯(普通自転車専用通行帯を除く。)】通行区分や優先・専用通行帯が指定されている通行帯について、文字列で任意に登録されます。
143	任意	通行帯内容	文字	200	【52:進路変更禁止】【119:車両通行帯・進行方向別通行区分・進路変更禁止(組合せ)】進路の変更を禁止する区間(黄色の実線)について、補足事項等がある場合に文字列にて任意で登録されます。
144	任意	中央線の指定	文字	100	【16:中央線の変移】中央線の変移が恒常的に実施されているものか、時間帯により変化する可変式かどうかについて、文字列にて任意で登録されます。
145	任意	進行方向別通行区分	文字	400	【58:進行方向別通行区分】【118:車両通行帯及び進行方向別通行区分(組合せ)】【119:車両通行帯・進行方向別通行区分・進路変更禁止(組合せ)】車両通行帯ごとの進行可能方向について、文字列で任意に登録されます。

【特記事項】

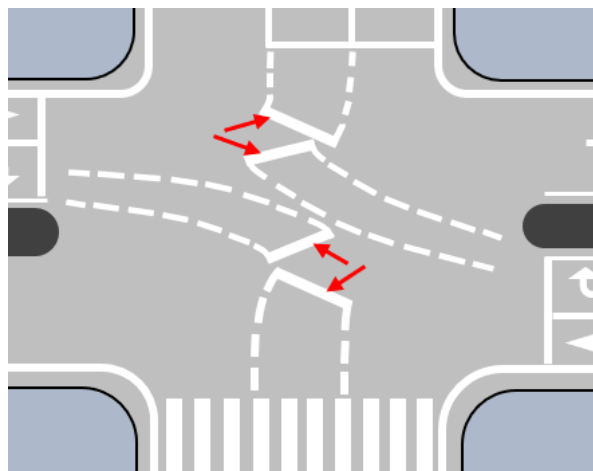
- ・ 「通行帯の指定」は車両通行区分や優先通行帯、専用通行帯が指定されている通行帯について、文字列で「第一通行帯」や「第二通行帯」のように登録されます。
- ・ 「通行帯内容」は、進路の変更を禁止する区間に関して、補足事項がある場合に、文字列で「第一通行帯と第二通行帯の間」などのように登録されます。
- ・ 「中央線の指定」は、「中央線の変移」規制の場合に変移する中央線の位置に関して文字列で「可変式道路標識により表示した地点」や「道路標示で指定された位置」などのように登録されます。
- ・ 「進行方向別通行区分」は、「進行方向別通行区分」規制の場合に、通行帯ごとの進行可能方向について、文字列にて「第一通行帯直進左折、第二通行帯直進、第三通行帯直進」などのように登録されます。

小分類：交差点に関する項目

NO	登録区分	フォーマット項目	属性	バイト数	入力定義
146	任意	交差点形状名コード	コード	2	【85:横断歩道】【86:斜め横断可】【87:自転車横断帯】【106:環状の交差点における右回り通行】 交差点に係る規制において、その交差点の形状(3差路や4差路等)を共通コード「交差点形状名コード」から該当するコードが登録されます。
147	任意	停止線本数	数値	2	【7:車両通行止め(踏切)】【63:一時停止】【85:横断歩道】【92:停止線】【93:二段停止線】【98:信号機】 設置されている停止線の本数が任意で登録されます。交通規制が交差点単位で登録されている場合や二段停止線の場合は、停止線本数が複数となります。
148	任意	普通自転車の交差点進入禁止設置箇所数	数値	2	【83:普通自転車の交差点進入禁止】 当該交通規制データに含まれる標示の数が任意で登録されます。交差点単位で登録されている場合は設置箇所数(標示の数)が複数となります。
149	任意	右左折の区別コード	コード	1	【57:右左折の方法】 当該交通規制が右折または左折が対象なのかを示すために、共通コード「右左折の区別コード」から該当のコードが任意で登録されます。
150	任意	右左折方法1コード	コード	2	【57:右左折の方法】 右左折の方法(内小回り/外小回り等)について、共通コード「右左折方法コード」から該当のコードが任意で登録されます。
151	任意	右左折方法2コード	コード	2	NO.150と同様
152	任意	右左折方法3コード	コード	2	NO.150と同様
153	任意	通行方法	文字	200	【27:軌道敷内通行可】【57:右左折の方法】 通行方法について補足事項等がある場合に任意で登録されます。

【特記事項】

- ・ 停止線本数は、意思決定により車両が停止することとされている場所に設置されているものを対象としています。このため、下図のような交差点内において停止位置を示すものは対象外となります。



小分類：横断歩道・信号機に関する項目

NO	登録区分	フォーマット項目	属性	バイト数	入力定義
154	任意	交差点・単路の別コード	コード	2	【85:横断歩道】【87:自転車横断帯】【98:信号機】 交通規制の実施場所(交差点/単路/その他)について、共通コード「交差点・単路の別コード」から該当するコードが登録されます。
155	任意	横断歩道設置本数	数値	2	【85:横断歩道】【86:斜め横断可】 設置されている横断歩道数が任意で登録されます。交差点単位で登録されている場合は、横断歩道設置本数が複数となります。
156	任意	自転車横断帯設置本数	数値	2	【87:自転車横断帯】 設置されている自転車横断帯の数が任意で登録されます。交差点単位で登録されている場合は、自転車横断帯設置本数が複数となります。
157	条件付必須 A	信号の有無コード	コード	2	【85:横断歩道】【87:自転車横断帯】 規制場所における信号機の設置有無について、共通コード「信号の有無コード」から該当のコードが必須で登録されます。
	任意				【83:普通自転車の交差点進入禁止】【86:斜め横断可】【92:停止線】【93:二段停止線】 規制場所における信号機の設置有無について、共通コード「信号の有無コード」から該当のコードが任意で登録されます。
158	任意	種別(横断歩道)コード	コード	2	【85:横断歩道】 横断歩道の種類(一般用/学童用/信号用)について、共通コード「種別(横断歩道)コード」から該当のコードが任意で登録されます。
159	任意	信号機設置管理者(委任)	文字	20	【98:信号機】 都道府県警察が信号機の設置または管理を委任した場合に受任者名(管理者名)が任意で登録されます。

【特記事項】

- 「横断歩道設置本数」は、「横断歩道」規制の場合に登録単位(交差点単位または標示単位)に応じた設置本数が任意で登録されます。例えば、1つの交差点に横断歩道が4箇所設置されており、交差点単位にて1件の交通規制データに登録される場合は、横断歩道設置本数が「4」となります。「自転車横断帯設置本数」も同様です。詳細は、3.5.3(1)を参照ください。

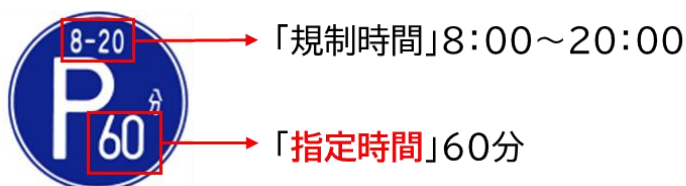
小分類：駐停車に関する項目

NO	登録区分	フォーマット項目	属性	バイト数	入力定義
160	任意	駐車可台数	数値	4	【70:駐車可】【71:停車可】【100:高齢運転者等標章自動車駐車可】【101:高齢運転者等標章自動車停車可】【116:駐車方法の指定】 規制区間内における駐車(または停車)が可能な台数について、数値で任意に登録されます。
161	条件付必須 A	駐車方法コード	コード	2	【116:駐車方法の指定】 「駐車方法の指定」規制の場合は、平行駐車/直角駐車/斜め駐車のうちいずれかについて、共通コード「駐車方法コード」から該当するコードが必須で登録されます。
	条件付必須 B				【70:駐車可】【72:時間制限駐車区間】【100:高齢運転者等標章自動車駐車可】【102:高齢運転者等専用時間制限駐車区間】 当該規制種別において、駐車方法(平行駐車/直角駐車/斜め駐車)が指定されている場合に共通コード「駐車方法コード」から該当するコードが必須で登録されます。
162	条件付必須 B	停車方法コード	コード	2	【71:停車可】【101:高齢運転者等標章自動車停車可】 当該規制種別において、停車方法(右側停車/左側停車/直角停車)が指定されている場合に共通コード「停車方法コード」から該当するコードが必須で登録されます。
163	任意	パーキングメーター基数	数値	2	【72:時間制限駐車区間】【102:高齢運転者等専用時間制限駐車区間】 パーキングメーターが設置されている場合は、設置基数が任意で登録されます。
164	任意	パーキングチケット発給設備基数	数値	2	【72:時間制限駐車区間】【102:高齢運転者等専用時間制限駐車区間】 パーキングチケット発給設備が設置されている場合は、設置基数が任意で登録されます。
165	条件付必須 A	指定時間	数値	2	【72:時間制限駐車区間】【102:高齢運転者等専用時間制限駐車区間】 同一車両が引き続き駐車可能な制限時間(〇〇分)について、数値にて必須で登録されます。
166	任意	側指定コード	コード	3	【70:駐車可】【71:停車可】【72:時間制限駐車区間】【100:高齢運転者等標章自動車駐車可】【101:高齢運転者等標章自動車停車可】【102:高齢運転者等専用時間制限駐車区間】【116:駐車方法の指定】 駐車関係の交通規制において、特に片側のみに規制が指定されている場合等に、道路のどの側に指定されているかを示すための参考情報として、共通コード「側指定コード」から該当のコードが任意に登録されます。

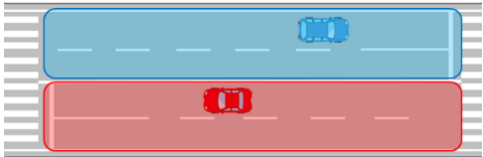
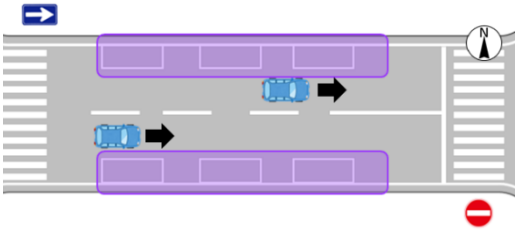
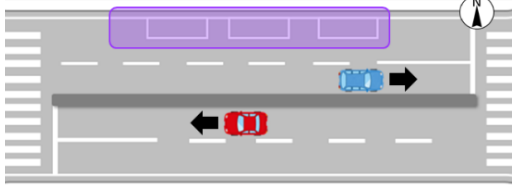
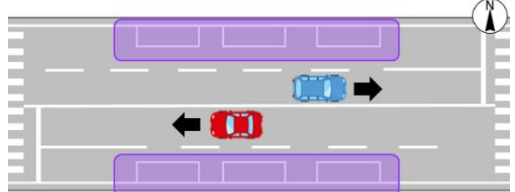
【特記事項】

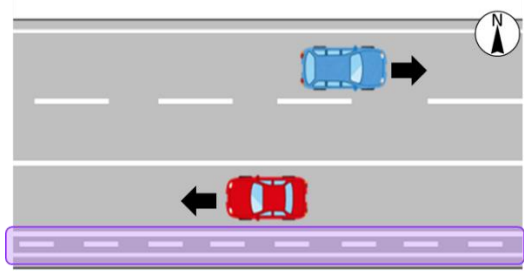
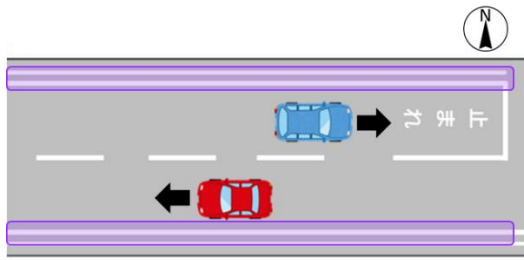
- 「指定時間」は、「時間制限駐車区間」「高齢運転者等専用時間制限駐車区間」規制において指定されている制限時間について、数値で登録されます。下記標識の例では、8:00～20:00の間に限り、制限時間60分にて同一車両が引き続き駐車できることを示すため、「指定時間」には「60」が登録されることとなります。

(例)



- ・ 「側指定コード」は、NO.136「片側・両側コード」や NO.167「摘要 指定部分コード」と類似しているコードであるため、以下に使用の定義を示します。

コード名	定義	イメージ
片側・両側コード	当該交通規制が道路の一方の側または両方の側のものであるかを示すコードです。	【「片側」の例】  【「両側」の例】 
側指定コード	駐車関係の交通規制に関しては、特に道路の一方の側に指定されている場合に「片側・両側コード」のみでは駐車等が可能な側が表せないため、設けているコードです。	【一方通行路の場合①】 側指定コードの使用例：一方通行道路の右側/右側/南側 等  【一方通行路の場合②】 側指定コードの使用例：北側、南側/一方通行道路の両側/両側 等  【両方向道路の片側の場合】 側指定コードの使用例：北側/片側 等  【両方向道路の両側の場合】 側指定コードの使用例：北側、南側 / 両側 等 

摘要 指定 部分コード	考え方は側指定コードと同様ですが、標準フォーマットを継承し、路側帯規制のみで使用するコードとしています。	【片側のみに駐停車禁止路側帯がある場合】 摘要 指定部分コードの使用例：道路の南側 / 道路の片側  【両側に歩行者用路側帯がある場合】 摘要 指定部分コードの使用例：道路の両側 
------------------------	---	--

小分類：路側帯に関する項目

NO	登録区分	フォーマット項目	属性	バイト数	入力定義
167	任意	摘要 指定部分コード	コード	2	【117:路側帯】 路側帯が設置されている道路の側について、共通コード「摘要 指定部分コード」から該当のコードが任意で登録されます。
168	条件付必須 A	路側帯の種類コード	コード	1	【117:路側帯】 路側帯の種類(駐停車禁止用/歩行者用/一般用)について、共通コード「路側帯の種類コード」から該当のコードが必須で登録されます。

【特記事項】

- ・ 「摘要 指定部分コード」は、路側帯が設置されている道路の側について、該当のコードで表しています。道路の南側のみに路側帯が設置されている場合は、コード「3:道路の南側」が任意で登録されます。

小分類：その他項目

NO	登録区分	フォーマット項目	属性	バイト数	入力定義
169	任意	規制理由	文字	600	NO.20「データ更新区分コード」が「新規」「改正」「廃止」の場合において、規制理由(上申理由等)が文字列にて任意に登録されます。
170	任意	備考	文字	600	全体を通して、各フォーマット項目では登録ができない内容や情報として必要なものがある場合に文字列にて任意に登録されます。

3.7.4 対象・除外車両の確認方法

大分類「規制情報【対象・除外】時間・車両等」にて登録される規制条件においては、規制の対象となる車両及び対象から除外する車両について、共通コードの「対象コード」から該当のコードが登録されます。このコードの確認方法について、2つの例を参考に示します。

(例1) 大型乗用自動車等通行止めの例

本標識は、『大型乗用自動車等通行止め』を示します

路線バスを除く

『大型乗用自動車等』とは

- 大型乗用自動車
- 特定中型乗用自動車

を意味します。

【対象コードの登録例】

対象車両A	対象車両B	対象車両C	対象車両D
10000000 (特定中乗)	10 (大乗)		

本標識が示す対象車両として「大型乗用」と「特定中乗」が登録されます

除外車両A	除外車両B	除外車両C	除外車両D
	1000000 (路線バス)		

補助標識に記載の通り「路線バス」が除外車両として登録されます

～対象コード抜粋～

	名称	共通コード	カテゴリ
8	特定中乗	10000000	A
9	特定中型	100000000	A
16	大型	1	B
17	大乗	10	B
22	路線バス	1000000	B

(例2) 車両通行区分の例

本標識は、規制の対象が『大貨』と『特定中貨』であることを示します

大貨・特定中貨

【対象コードの登録例】

対象車両A	対象車両B	対象車両C	対象車両D
		100100 (大貨、特定中貨)	

「大貨」と「特定中貨」はいずれも対象コードにおけるカテゴリCに属するため、該当するコードを加算したコード値が登録されます

除外車両A	除外車両B	除外車両C	除外車両D
除外車両は指定がないため、登録はありません			

※対象コードにおけるカテゴリ A～D にて、同一のカテゴリ（左下表）内で複数の対象または除外車両が存在する場合、コード値が加算された形で登録されます。

～対象コード抜粋～

カテゴリ	分類
A	乗用車、小型、中型
B	大型、バス
C	貨物、特殊
D	その他

	名称	共通コード	カテゴリ
25	特定中貨	100	C
26	中貨	1000	C
27	大貨等	10000	C
28	大貨	100000	C
29	準中貨	1000000	C



大貨:100000+特定中貨:100=100100

目次（共通コード表）

No	項目	備考
1	都道府県コード	
2	共通規制種別コード	
3	点・線・面コード	
4	実施機関コード	
5	データ更新区分コード	
6	面規制の外周道路有無コード	
7	道路種別コード	
8	指定・禁止方向の別コード	
9	曜日コード	
10	対象コード	
11	片側・両側コード	
12	方位コード	
13	ゾーン 30・ゾーン 30 プラス指定コード	
14	最高速度可変区分コード	
15	交差点形状名コード	
16	右左折の区別コード	
17	右左折方法コード	
18	交差点・単路の別コード	
19	信号の有無コード	
20	種別（横断歩道）コード	
21	駐車方法コード	
22	停車方法コード	
23	側指定コード	
24	摘要 指定部分コード	
25	路側帯の種類コード	

1 都道府県コード

		共通フォーマット型	コード2バイト
	都道府県名称	共通コード	補足
1	北海道	1	
2	青森	2	
3	岩手	3	
4	宮城	4	
5	秋田	5	
6	山形	6	
7	福島	7	
8	警視庁	8	
9	茨城	9	
10	栃木	10	
11	群馬	11	
12	埼玉	12	
13	千葉	13	
14	神奈川	14	
15	新潟	15	
16	山梨	16	
17	長野	17	
18	静岡	18	
19	富山	19	
20	石川	20	
21	福井	21	
22	岐阜	22	
23	愛知	23	
24	三重	24	
25	滋賀	25	
26	京都	26	
27	大阪	27	
28	兵庫	28	
29	奈良	29	
30	和歌山	30	
31	鳥取	31	
32	島根	32	
33	岡山	33	
34	広島	34	
35	山口	35	
36	徳島	36	
37	香川	37	
38	愛媛	38	
39	高知	39	
40	福岡	40	
41	佐賀	41	
42	長崎	42	
43	熊本	43	
44	大分	44	
45	宮崎	45	
46	鹿児島	46	
47	沖縄	47	

対象規制種別	全規制種別
--------	-------

2 共通規制種別コード

共通フォーマット型	コード6バイト
-----------	---------

	規制名称	共通コード	補足
1	歩行者用道路	1	
2	自転車用道路	2	
3	自転車及び歩行者用道路	3	
4	通行止め	4	
5	車両通行止め	5	
6	大型自動二輪車及び普通自動二輪車二人乗り通行禁止	6	
7	車両通行止め(踏切)	7	
8	歩行者通行止め	8	
9	重量制限	9	
10	高さ制限	10	
11	一方通行	11	
12	指定方向外進行禁止	12	
13	車両進入禁止	13	非推奨
14	歩行者横断禁止	14	
15	中央線	15	
16	中央線の変移	16	
17	追越しのための右側部分はみ出し通行禁止	17	
18	右側通行	18	未使用
19	立入り禁止部分	19	
20	車両通行帯	20	
21	車両通行区分	21	
22	路線バス等優先通行帯	24	
23	牽引自動車の自動車専用道路第一通行帯通行指定区間	25	未使用
24	車線境界線	26	未使用
25	軌道敷内通行可	27	
26	最低速度	49	
27	車両横断禁止	50	
28	転回禁止	51	
29	進路変更禁止	52	
30	追越し禁止	53	
31	優先道路	54	
32	原動機付自転車の右折方法(二段階)	55	
33	原動機付自転車の右折方法(小回り)	56	
34	右左折の方法	57	
35	進行方向別通行区分	58	
36	進行方向	60	
37	徐行	61	
38	前方優先道路	62	
39	一時停止	63	
40	優先本線車道	64	
41	駐停車禁止	65	
42	駐車余地	69	
43	駐車可	70	
44	停車可	71	

	規制名称	共通コード	補足
45	時間制限駐車区間	72	
46	停止禁止部分	76	
47	警笛鳴らせ及び警笛区間	77	
48	普通自転車歩道通行可	81	
49	普通自転車の歩道通行部分	82	
50	普通自転車の交差点進入禁止	83	
51	並進可	84	
52	横断歩道	85	
53	斜め横断可	86	
54	自転車横断帯	87	
55	安全地帯	88	
56	安全地帯又は路上障害物接近	89	未使用
57	導流帯	90	
58	路面電車停留場	91	
59	停止線	92	
60	二段停止線	93	
61	左折可	94	
62	危険物積載車両通行止め	95	未使用
63	最大幅	96	未使用
64	自動車専用	97	未使用
65	信号機	98	
66	高齢運転者等標章自動車駐車可	100	
67	高齢運転者等標章自動車停車可	101	
68	高齢運転者等専用時間制限駐車区間	102	
69	停車方法指定	103	未使用
70	環状の交差点における右回り通行	106	
71	車両通行帯及び車両通行区分(組合せ)	107	非推奨
72	停車・駐車禁止交差点	109	未使用
73	普通自転車専用通行帯	110	
74	専用通行帯(普通自転車専用通行帯を除く。)	111	
75	最高速度(区間)	112	
76	最高速度可変(区間)	113	
77	最高速度(区域)	114	
78	駐車禁止	115	
79	駐車方法の指定	116	
80	路側帯	117	
81	車両通行帯及び進行方向別通行区分(組合せ)	118	非推奨
82	車両通行帯・進行方向別通行区分・進路変更禁止(組合せ)	119	非推奨

対象規制種別	全規制種別
--------	-------

3 点・線・面コード

共通フォーマット型	コード2バイト
-----------	---------

	名称	共通コード	補足
1	点規制	1	
2	線規制	2	
3	面規制	3	

対象規制種別	全規制種別
--------	-------

4 実施機関コード

共通フォーマット型	コード2バイト
-----------	---------

	名称	共通コード	補足
1	公安委員会	1	
2	警察署長	2	
3	高速道路交通警察隊長	3	
4	その他	99	

対象規制種別	全規制種別
--------	-------

5 データ更新区分コード

共通フォーマット型	コード1バイト
-----------	---------

	名称	共通コード	補足
1	新規	1	
2	改正	2	
3	廃止	3	
4	修正	4	
5	変更なし	5	

対象規制種別	全規制種別
--------	-------

6 面規制の外周道路有無コード

共通フォーマット型	コード1バイト
-----------	---------

	名称	共通コード	補足
1	有	1	外周道路が規制対象にすべてまたは一部でも含まれる場合
2	無	2	外周道路が規制対象に一切含まれない場合

対象規制種別	【面規制のみ】 1:歩行者用道路、4:通行止め、5:車両通行止め、6:大型自動二輪車及び普通自動二輪車二人乗り通行禁止、65:駐停車禁止、69:駐車余地、114:最高速度(区域)、115:駐車禁止
--------	--

7 道路種別コード

共通フォーマット型	コード2バイト
-----------	---------

	名称	共通コード	補足
1	一般道	1	
2	高速自動車国道	2	
3	自動車専用道路	3	
4	その他	99	

対象規制種別	全規制種別
--------	-------

8 指定・禁止方向の別コード

共通フォーマット型	コード1バイト
-----------	---------

	名称	共通コード	補足
1	禁止	1	
2	指定	2	

対象規制種別	11:一方通行
--------	---------

9 曜日コード

共通フォーマット型	コード12バイト
-----------	----------

	名称	共通コード	補足
1	土曜・日曜	1	
2	土曜・日曜・休日	2	
3	日曜・休日	3	
4	土曜日	4	
5	日曜日	5	
6	休日	6	
7	その他	99	「規制内容」を参照

対象規制種別	98: 信号機以外の全規制種別
--------	-----------------

10 対象コード

共通フォーマット型	コード15バイト
-----------	----------

〈カテゴリ〉 A: 乗用車、小型、中型
B: 大型、バス
C: 貨物、特殊
D: その他

	名称	共通コード	カテゴリ	車両の種類	補足	
1	車両	1	A	自動車、原動機付自転車、軽車両及びトロリーバス	1(車両)=2(自動車)+36(原付)+38(軽車両)	1
2	自動車	10	A	原動機を用い、かつ、レール又は架線によらないで運転する車で、原動機付自転車、軽車両、歩行補助車等以外のもの	2(自動車)=1(車両)-36(原付)-38(軽車両)	2
3	乗用	100	A	もっぱら人を運搬する構造の自動車	3(乗用)=4(普乗)+6(中乗)+11(準中乗)+17(大乗)	3
4	普乗	1000	A	普通乗用自動車		4
5	普通	10000	A	普通自動車	5(普通)=4(普乗)+24(普貨)	5
6	中乗	100000	A	中型乗用自動車		6
7	中型	1000000	A	中型自動車	7(中型)=6(中乗)+26(中貨)	7
8	特定中乗	10000000	A	特定中型乗用車		8
9	特定中型	100000000	A	特定中型自動車(中型自動車で車両総重量が8t以上11t未満、最大積載量が5t以上6.5t未満、乗車定員11人以上30人未満)	9(特定中型)=8(特定中乗)+25(特定中貨)	9
10	軽	1000000000	A	長さ3.40m以下、幅1.48m以下、高さ2.00m以下の普通自動車(総排気量660cc以下)		10
11	準中乗	10000000000	A	準中型乗用自動車		11
12	準中型	100000000000	A	準中型自動車(車両総重量が3.5t以上7.5t未満、最大積載量が2t以上4.5t未満、乗車定員10人以下)	12(準中型)=11(準中乗)+29(準中貨)	12
13	タクシー	1000000000000	A	一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車		13
14	標章車	10000000000000	A	高齢運転者等標章自動車		14
15	タイヤチェーンを取り付けていない車両	100000000000000	A			15
16	大型	1	B	大型自動車	16(大型)=17(大乗)+28(大貨)	1
17	大乗	10	B	大型乗用自動車		2
18	大型等	100	B	大型自動車、特定中型自動車及び大型特殊自動車	18(大型等)=16(大型)+9(特定中型)+31(大特)	3
19	大型バス	1000	B	乗車定員が30人以上の大型乗用自動車		4
20	バス	10000	B	大型乗用自動車及び特定中型乗用自動車	20(バス)=17(大乗)+8(特定中乗)	5
21	マイクロ	100000	B	大型バス以外の大型乗用自動車及び特定中型乗用自動車	21(マイクロ)=20(バス)-19(大型バス)	6
22	路線バス	1000000	B	一般乗合旅客自動車運送事業者による路線定期運行の用に供する自動車		7
		10000000	B			8
		100000000	B			9
		1000000000	B			10
		10000000000	B			11
		100000000000	B			12
		1000000000000	B			13
		10000000000000	B			14
		100000000000000	B			15

別記2（共通コード表）

	名称	共通コード	カテゴリ	車両の種類	補足	
23	貨物	1	C	貨物自動車	23(貨物)=24(普貨)+26(中貨)+28(大貨)	1
24	普貨	10	C	普通乗用自動車以外の普通自動車	24(普貨)=5(普通)-4(普乗)	2
25	特定中貨	100	C	特定中型乗用自動車以外の特定中型自動車	25(特定中貨)=9(特定中型)-8(特定中乗)	3
26	中貨	1000	C	中型乗用自動車以外の中型自動車	26(中貨)=7(中型)-6(中乗)	4
27	大貨等	10000	C	大型貨物自動車、特定中型貨物自動車及び大型特殊自動車	27(大貨等)=28(大貨)+25(特定中貨)+31(大特)	5
28	大貨	100000	C	大型乗用自動車以外の大型自動車	28(大貨)=16(大型)-17(大乗)	6
29	準中貨	1000000	C	準中型乗用自動車以外の準中型自動車	29(準中貨)=12(準中型)-11(準中乗)	7
30	小特	10000000	C	小型特殊自動車		8
31	大特	100000000	C	大型特殊自動車		9
32	けん引	1000000000	C	重被けん引車をけん引しているけん引自動車		10
		10000000000	C			11
		100000000000	C			12
		1000000000000	C			13
		10000000000000	C			14
		100000000000000	C			15
33	二輪	1	D	二輪の自動車及び原動機付自転車	33(二輪)=34(自二輪)+36(原付)	1
34	自二輪	10	D	大型自動二輪車及び普通自動二輪車		2
35	自転車	100	D	普通自転車		3
36	原付	1000	D	一般原動機付自転車		4
37	小二輪	10000	D	小型二輪車(総排気量が125cc以下、定格出力1.00kw以下の普通自動二輪車)		5
38	軽車両	100000	D	自転車及び自転車以外の軽車両(リヤカー、人力車、馬車、荷車など)		6
39	歩行者	1000000	D			7
40	遠隔小型	10000000	D	遠隔操作型小型車		8
41	移動小型	100000000	D	移動用小型車		9
42	特定原付	1000000000	D	特定小型原動機付自転車		10
43	特例特定原付	10000000000	D	特例特定小型原動機付自転車		11
		100000000000	D			12
		1000000000000	D			13
		10000000000000	D			14
44	その他	100000000000000	D			15

対象規制種別	98: 信号機以外の全規制種別
--------	-----------------

11 片側・両側コード

共通フォーマット型	コード1バイト
-----------	---------

	名称	共通コード	補足
1	無し	1	
2	片側	2	必須で登録
3	両側	3	

対象規制種別	【線規制のみ】
	1:歩行者用道路、2:自転車用道路、3:自転車及び歩行者用道路、4:通行止め、5:車両通行止め、6:大型自動二輪車及び普通自動二輪車二人乗り通行禁止、7:車両通行止め(踏切)、8:歩行者通行止め、9:重量制限、10:高さ制限、11:一方通行、14:歩行者横断禁止、15:中央線、16:中央線の変移、17:追越しのための右側部分はみ出し通行禁止、19:立入り禁止部分、20:車両通行帯、21:車両通行区分、24:路線バス等優先通行帯、27:軌道敷内通行可、49:最低速度、50:車両横断禁止、51:転回禁止、52:進路変更禁止、53:追越し禁止、54:優先道路、55:原動機付自転車の右折方法(二段階)、56:原動機付自転車の右折方法(小回り)、58:進行方向別通行区分、61:徐行、64:優先本線車道、65:駐停車禁止、69:駐車余地、70:駐車可、71:停車可、72:時間制限駐車区間、76:停止禁止部分、77:警笛鳴らせ及び警笛区間、81:普通自転車歩道通行可、82:普通自転車の歩道通行部分、84:並進可、88:安全地帯、90:導流帯、91:路面電車停留場、100:高齢運転者等標章自動車駐車可、101:高齢運転者等標章自動車停車可、102:高齢運転者等専用時間制限駐車区間、107:車両通行帯及び車両通行区分(組合せ)、110:普通自転車専用通行帯、111:専用通行帯(普通自転車専用通行帯を除く。)、112:最高速度(区間)、113:最高速度可変(区間)、115:駐車禁止、116:駐車方法の指定、117:路側帯、118:車両通行帯及び進行方向別通行区分(組合せ)、119:車両通行帯・進行方向別通行区分・進路変更禁止(組合せ)

12 方位コード

共通フォーマット型	コード2バイト
-----------	---------

	名称	共通コード	補足
1	北	1	
2	北東	2	
3	東	3	
4	南東	4	
5	南	5	
6	南西	6	
7	西	7	
8	北西	8	
9	左	9	
10	右	10	
11	その他	99	

対象規制種別	85:横断歩道、87:自転車横断帯
--------	-------------------

13 ゾーン30・ゾーン30プラス指定コード

共通フォーマット型	コード1バイト
-----------	---------

	名称	共通コード	補足
1	ゾーン30	1	
2	ゾーン30プラス	2	

対象規制種別	114:最高速度(区域)
--------	--------------

14 最高速度可変区分コード

共通フォーマット型	コード2バイト
-----------	---------

	名称	共通コード	補足
1	(法) - (50) km/h	1	(規制時間1) - (規制時間2) “法”は法定速度を示す
2	(法) - (40) km/h	2	(規制時間1) - (規制時間2) “法”は法定速度を示す
3	(法) - (30) km/h	3	(規制時間1) - (規制時間2) “法”は法定速度を示す
4	(60) - (50) km/h	4	(規制時間1) - (規制時間2)
5	(50) - (40) km/h	5	(規制時間1) - (規制時間2)
6	(50) - (30) km/h	6	(規制時間1) - (規制時間2)
7	(50) - (60) km/h	7	(規制時間1) - (規制時間2)
8	(40) - (50) km/h	8	(規制時間1) - (規制時間2)
9	(30) - (40) km/h	9	(規制時間1) - (規制時間2)
10	その他	99	「規制内容」を参照

対象規制種別	113: 最高速度可変(区間)
--------	-----------------

15 交差点形状名コード

共通フォーマット型	コード2バイト
-----------	---------

	名称	共通コード	補足
1	3差路(T形)	1	
2	3差路(Y形)	2	
3	3差路(その他)	3	
4	4差路(X形)	4	
5	4差路(その他)	5	
6	5差路	6	
7	6差路	7	
8	6差路以上	8	
9	環状	9	
10	その他	99	

対象規制種別	85:横断歩道、86:斜め横断可、87:自転車横断帯、106:環状の交差点における右回り通行
--------	--

16 右左折の区別コード

共通フォーマット型	コード1バイト
-----------	---------

	名称	共通コード	補足
1	左折	1	
2	右折	2	
3	右左折	3	

対象規制種別	57:右左折の方法
--------	-----------

17 右左折方法コード

共通フォーマット型	コード2バイト
-----------	---------

	名称	共通コード	補足
1	道路標示等に従って通行する	1	
2	小回り	2	
3	内小回り	3	
4	外小回り	4	
5	ロータリー外小回り	5	
6	その他	99	

対象規制種別	57:右左折の方法
--------	-----------

18 交差点・単路の別コード

共通フォーマット型	コード2バイト
-----------	---------

	名称	共通コード	補足
1	交差点	1	
2	単路	2	
3	その他	99	

対象規制種別	85:横断歩道、87:自転車横断帯 98:信号機
--------	--------------------------

19 信号の有無コード

共通フォーマット型	コード2バイト
-----------	---------

	名称	共通コード	補足
1	有	1	
2	無	2	

対象規制種別	83:普通自転車の交差点進入禁止、85:横断歩道、86:斜め横断可、87:自転車横断帯、92:停止線、93:二段停止線
--------	---

20 種別（横断歩道）コード

共通フォーマット型	コード2バイト
-----------	---------

	名称	共通コード	補足
1	一般用	1	
2	学童用	2	
3	信号用	3	

対象規制種別	85:横断歩道
--------	---------

21 駐車方法コード

共通フォーマット型	コード2バイト
-----------	---------

	名称	共通コード	補足
1	平行駐車	1	
2	直角駐車	2	
3	斜め駐車	3	

対象規制種別	70:駐車可、72:時間制限駐車区間、100:高齢運転者等標章自動車駐車可、102:高齢運転者等専用時間制限駐車区間、116:駐車方法の指定
--------	--

22 停車方法コード

共通フォーマット型	コード2バイト
-----------	---------

	名称	共通コード	補足
1	右側停車	1	
2	左側停車	2	
3	直角停車	3	

対象規制種別	71:停車可、101:高齢運転者等標章自動車停車可
--------	---------------------------

23 側指定コード

共通フォーマット型	コード3バイト
-----------	---------

	名称	共通コード	補足
1	北側	1	
2	南側	2	
3	東側	3	
4	西側	4	
5	北側、東側	5	
6	北側、南側	6	
7	北側、西側	7	
8	東側、南側	8	
9	東側、西側	9	
10	南側、西側	10	
11	北東側	11	
12	南東側	12	
13	南西側	13	
14	北西側	14	
15	北側部分東側	15	
16	北側部分南側	16	
17	北側部分西側	17	
18	東側部分北側	18	
19	東側部分南側	19	
20	東側部分西側	20	
21	南側部分北側	21	
22	南側部分東側	22	
23	南側部分西側	23	
24	西側部分北側	24	
25	西側部分東側	25	
26	西側部分南側	26	
27	北側（駐車方法標示線内に限る）	27	
28	南側（駐車方法標示線内に限る）	28	
29	東側（駐車方法標示線内に限る）	29	
30	西側（駐車方法標示線内に限る）	30	
31	北側（時間制限駐車区間）	31	
32	南側（時間制限駐車区間）	32	
33	東側（時間制限駐車区間）	33	
34	西側（時間制限駐車区間）	34	
35	北側に道路標示により区画された部分	35	

	名称	共通コード	補足
36	東側に道路標示により区画された部分	36	
37	西側に道路標示により区画された部分	37	
38	南側に道路標示により区画された部分	38	
39	片側	39	
40	左側	40	
41	右側	41	
42	両側	42	
43	左側(区画線内に限る)	43	
44	右側(区画線内に限る)	44	
45	左側縦列駐車	45	
46	右側縦列駐車	46	
47	一方通行道路の左側	47	
48	一方通行道路の右側	48	
49	一方通行道路の両側	49	
50	道路左側区間内の道路標示で示した部分	50	
51	道路右側区間内の道路標示で示した部分	51	
52	二輪専用パーキングチケット区間	52	
53	高齢運転者等専用駐車区間	53	
54	高齢運転者等専用駐車区間(標章車専用、枠内に限る)	54	
55	歩道の車道側部分	55	
56	公園側部分	56	
57	道路標示により区画した部分	57	
58	道路の側端に沿って道路標示により区画した部分	58	
59	分離帯の側端に沿って道路標示により区画した部分	59	
60	北側を除く	60	
61	北東側を除く	61	
62	東側を除く	62	
63	南東側を除く	63	
64	南側を除く	64	
65	南西側を除く	65	
66	西側を除く	66	
67	北西側を除く	67	
68	その他	999	

対象規制種別	70:駐車可、71:停車可、72:時間制限駐車区間、100:高齢運転者等標章自動車駐車可、101:高齢運転者等標章自動車停車可、102:高齢運転者等専用時間制限駐車区間、116:駐車方法の指定
--------	--

24 摘要 指定部分コード

共通フォーマット型	コード2バイト
-----------	---------

	名称	共通コード	補足
1	道路の東側	1	
2	道路の西側	2	
3	道路の南側	3	
4	道路の北側	4	
5	道路の南東側	5	
6	道路の南西側	6	
7	道路の北東側	7	
8	道路の北西側	8	
9	道路の両側	9	
10	道路の片側	10	共通コード「方位コード」における「9:左」「10:右」に相当
11	その他	99	

対象規制種別	117:路側帯
--------	---------

25 路側帯の種類コード

共通フォーマット型	コード1バイト
-----------	---------

	名称	共通コード	補足
1	駐停車禁止用	1	
2	歩行者用	2	
3	一般用	3	

対象規制種別	117:路側帯
--------	---------